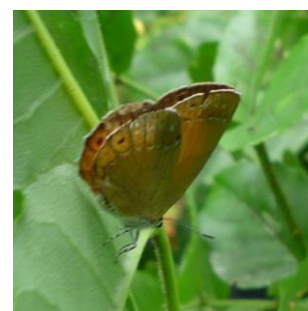


# 第4次

# 新庄市環境基本計画

『住みよい環境』をかたちに 新庄市



新庄市環境シンボルマーク

令和3年3月  
新庄市





## 『住みよい環境』をかたちに 新庄市



市民のみなさまには、日頃より本市環境施策の推進にご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

本市は、平成8年3月に、本市の持つ豊かな自然や文化遺産と調和を図ったまちづくりを推進するため、「人間生活における総合的な豊かさの実現」を基本理念とし、「環境にやさしいまち新庄」を将来像に掲げた『新庄市環境基本計画』を策定いたしました。

また、平成11年には『環境保全都市』の宣言を行い、本市が未来にわたり継続的に発展していくために環境に配慮した行動をとることを決意しております。

さて、地球温暖化問題に代表されるように、環境問題は複雑かつ多様化してきております。その状況に対応するため、平成28年には『第3次新庄市環境基本計画』（後期基本計画）を策定し、前期計画の将来像「自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄」のもと、その実現に向け、必要な取り組みを実施・継続してきました。

しかし、後期基本計画の策定から5年が経過し、世界では“ゼロカーボン”や“食品ロス”といった共通の環境課題が顕在化する中、それに対応した持続可能な開発目標：SDGsの考え方がスタンダードになりつつあり、これらの状況を踏まえ、今後の環境施策の目指すべき方向を示すため、新たに『第4次新庄市環境基本計画』を策定しました。

本市では、近年の社会潮流がもたらす影響を的確に把握し、将来にわたって希望の持てるまちづくりを行うための指針となる『第5次新庄市総合計画』を令和2年11月に策定しました。これにより、今後の環境施策は、新たな総合計画と整合性を図りながら、新たな環境基本計画のもと推進されることとなります。

今後の計画を達成するには、市民・事業者みなさまの協力が欠かせません。新たな環境基本計画に掲げた“『住みよい環境』をかたちに 新庄市”の実現に向けて、ともに力を合わせて更なる取り組みを推進してまいりましょう。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心な討議を重ねていただきました環境審議会委員のみなさまに対して、深く感謝申し上げます。

令和3年3月

新庄市長 山尾順紀

# 新庄市環境保全都市宣言

平成11年6月4日

制 定

わたしたち新庄市民は、豊かな自然の中で多くの恵みを受けながら、先人たちが長い歴史の中で培ってきた、大切な文化遺産を受け継いで生活しています。

わたしたちは、この豊かな恵みを、次の世代に継承していく責務を持っています。

わたしたちは、わたしたちの持つ豊かな環境を損なうことなく、新庄市が未来にわたり持続的に発展していくために、あらゆる活動において環境に学び、環境を考え、環境に配慮した行動をとることを決意します。

この決意の下に、わたしたちの行動をとおして、新庄市を「環境にやさしいまち新庄」にすることをここに宣言します。

わたしたちは、環境にやさしいまち新庄の市民として、地球環境の保全に積極的に貢献していきます。

## 『新庄市環境シンボルマーク』

市民の環境に対する関心と親しみの気持ちを深め、環境保全についての意識高揚を図るとともに、「環境にやさしいまち新庄」を内外へ発信するため、平成12年1月に策定しました。

『自然と人間の共存・共生』『自然・文化を次世代へ継承する心』をテーマとしています。

“水”（最上川の豊かな流れ）

“森”（古代から先人たちの信仰の対象となってきた樹々）

“人”（自然の中で育まれた健康な身体と素直な心と笑顔）

“雪”（雪の清らかなイメージを守り伝えている「雪の里」）を表現しています。



デザイン

みのわむねひろ氏（作家、東京）

# 目 次

## 序 編

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の性格・位置づけ	2
第2章 計画策定の背景	3
1. 第3次新庄市環境基本計画（平成23年度～令和2年度）の策定	3
2. 第3次新庄市環境基本計画策定後の国等の動向	4
3. 第3次新庄市環境基本計画策定後の新庄市の新たな取り組み	9
第3章 現状と課題	13
1. 公害等の現状と課題	14
2. 快適環境（アメニティ）の現状と課題	24
3. 自然環境の現状と課題	25
4. 歴史（風土）・文化の現状と課題	27
5. 環境学習の現状と課題	29
6. 市民活動の現状と課題	31
7. 産業分野における環境保全活動の現状と課題	32
8. 第3次新庄市環境基本計画（後期）における重点的な施策の実績	34

## 構 想 編

第1章 目指すべき将来像	37
1. 将来像	37
2. 基本目標	37
第2章 政策体系	39

## 計画施策編

目標1 豊かな環境の享受による良質な生活環境の維持	40
施策1 自然共生社会の実現に向けた環境保全活動の推進	40
施策展開1 環境意識の啓発	41
施策展開2 環境保全活動の推進	42
施策2 安心・安全な市民生活につながる生活環境の維持	45
施策展開1 不法投棄の防止	46
施策展開2 生活環境汚染防止対策の強化	47
施策3 地球温暖化の防止に向けた脱炭素化社会の構築	49
施策展開1 省エネルギー対策等の推進	50
施策展開2 気候変動対策の推進	52
目標2 限りある資源の有効利用による循環型社会の構築	53
施策1 ごみの減量化に向けた再利用・再資源化の促進	53
施策展開1 ごみの減量化に向けた意識啓発	54
施策展開2 ごみの再利用・再資源化	55
施策展開3 ごみの適正処理	56

## 計画実施編

第1章 市民・事業者・行政の「協働」による施策の推進	57
第2章 計画前半期間で特に力を入れて取り組む施策	59
第3章 計画の推進方策	64
1. 計画の進捗管理	64
2. 計画の進捗状況の公表	64

## 巻末資料編

●文化財指定状況	65
●温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )排出量の現状把握	67
●再生可能エネルギー導入量の現状把握	68
●河川等水質調査	69
●調査河川等マップ	70
●環境基準	71
●策定経過	72
●新庄市環境審議会委員名簿	73

# 序 編

第1章 計画策定にあたって

第2章 計画策定の背景

第3章 現状と課題



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画の趣旨

今日の環境問題は、ごみの多様化、水質汚濁、自然環境の減失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたります。このような環境問題の多様化は、物質的な豊かさを重視する経済活動やライフスタイルなどが原因と考えられ、特に地球温暖化による気候変動については、近年の豪雨災害に代表されるように、生物多様性はもとより、人類の存在をも脅かす恐れが指摘されています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済情勢を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継ぎ、「住み良さ」を実感できるよう、安心・安全で美しいまちづくりに取り組んでいく必要があります。

本市では、本市が持つ豊かな環境を損なうことなく、未来にわたり持続的に発展していくため、1999（平成11）年6月に『環境保全都市宣言』を行い、あらゆる活動において環境に学び、環境を考え、環境に配慮した行動をとることを決意しています。1996（平成8）年3月には、『新庄市環境基本計画』を策定し、同計画に基づく基本方針の実現を目指し、自然環境の保全、公害対策やごみの減量化など、市の環境保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、『第4次新庄市振興計画』（2011（平成23）年3月策定）に掲げる市全体の施策展開に沿った取り組みを進めるとともに、東日本大震災の発生を境に、日本におけるエネルギー政策とその表裏一体である地球温暖化への取り組みとして、再生可能エネルギーの導入や市の事務事業における温室効果ガスの削減、公共施設・事業所における省エネルギー推進の啓発などに取り組んできました。

現在の『第3次新庄市環境基本計画』の計画期間が2020（令和2）年度で満了することに加え、2030アジェンダ（SDGs）や脱炭素化社会の実現に向けたCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全や気候変動への対応など、新たな環境課題に対応するために、『第4次新庄市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）』を策定し、改めて環境の保全に関する取り組みを推進していきます。

## 2. 計画期間

『第5次新庄市総合計画』と整合性を図るため、2021（令和3）年度を初年度とし、2030年度までの10年間としますが、5年後を目処として計画全体の見直しを図るほか、計画の策定時に想定されなかった新たな環境問題や社会情勢の変化等が生じた場合は、随時の見直しも行います。

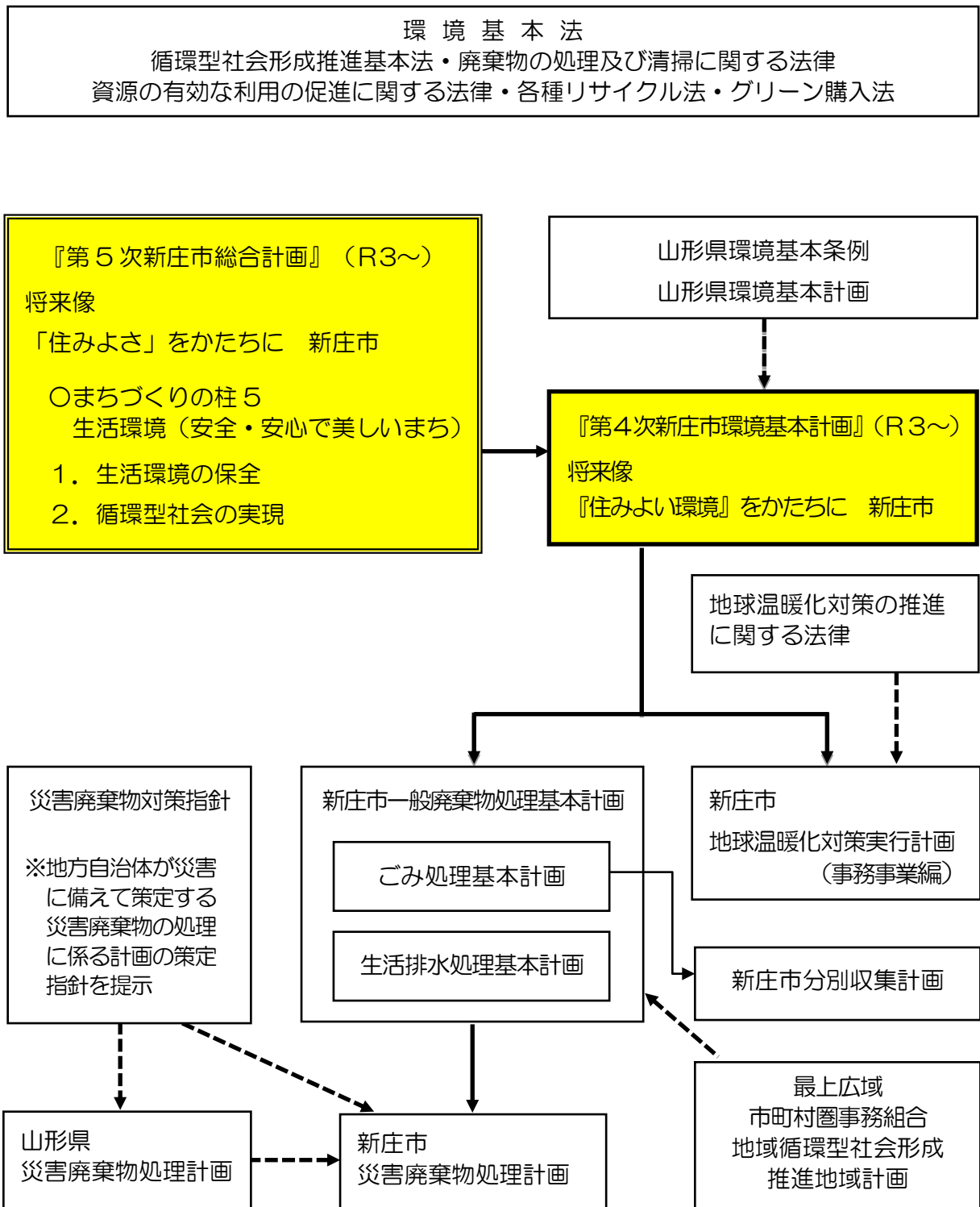


### 3. 計画の性格・位置づけ

本計画は、本市における環境の保全に関する最も基本となる計画です。

本市が実施する環境に係る施策・事業は、すべて本計画の目標・施策の方向性に沿って実施されることになります。

<本市施策体系図>



## 第2章 計画策定の背景

### 1. 第3次新庄市環境基本計画(平成23年度～令和2年度)の策定

これまで、本市は『新庄市環境保全都市宣言』により、「環境にやさしいまち新庄」を宣言し、地域循環型のまちづくりを推進してきました。

しかし、地球温暖化問題に代表されるように、環境問題は複雑かつ多様化し、その解決はますます困難になってきています。このため、豊かな自然の恵みに育まれてきた地域の様々な資源・宝を最大限に生かし、資源の地域内循環に取り組みながら、「自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄」という将来像のもと、2011（平成23）年3月、『第3次新庄市環境基本計画』を策定しました。

第1次計画から引継ぎ、第2次環境基本計画の柱でもあった、「循環を基調とした快適環境の形成」、「自然や文化遺産の保全・活用」、「環境学習や環境改善活動の充実」、「環境にやさしい産業の振興」の4つの施策については、『第4次新庄市振興計画』における施策の展開と整合性を確保していくため、以下の3つの基本目標を設定し、施策を展開することとしました。

- ①「豊かな自然環境の保全」
- ②「良好な生活環境と資源循環型社会の構築」
- ③「地球温暖化の防止に向けた低炭素化社会の構築」

また、本市は、『新庄市環境保全都市宣言』において、未来にわたり持続的に発展していくため、あらゆる活動において環境に学び、環境を考え、環境に配慮した行動をとることを決意しています。

第3次計画では、その基本姿勢を引き継ぎ、現状・課題の分析を踏まえたうえで、行政として今後進めていく施策メニューの整理を行いました。

さらに施策を推進するため、市民・事業者・行政が具体的にどのような役割を果たすのかを示し、それぞれの役割に応じて積極的に取り組むとともに、協力・連携し、一体となり「協働」していくことが、「自然と共生し、環境にやさしいまち 新庄」を実現するための第一歩としています。



## 2. 第3次環境基本計画策定後の国等の動向

### (1) 国の環境基本計画の見直し

全国的に、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続する中、人口の地域的な偏在が加速化しています。これは例えば、国勢調査や農林水産省の統計にも見られるように、年度によっては新規就業者の増加もありますが、全体的・長期的には農林業の担い手の減少や高齢化により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービス（生物・生態系に由来し、人類の利益になる機能）の劣化につながり、環境保全の取り組みにも深刻な影響を与えています。

国では、このように、環境・経済・社会が相互に密接し、複雑化する課題に対応するため、2018（平成30）年4月に「第5次環境基本計画」を策定しました。同計画においては、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた「持続可能な循環共生型の社会」の実現を目指すべき将来像とし、今後の環境政策は、次のような分野横断的な6つの重点戦略を設定し展開していくこととしています。

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

### (2) 持続可能な開発目標SDGs（エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）※の後継として、2015



（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030（令和12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいくとしています。

※MDGs（エム・ディー・ジーズ）・・・2000年に国連のサミットで採択されたミレニアム開発目標「極度の貧困と飢餓の撲滅」や「初等教育の完全普及の達成」など、8つのゴールを設定

## SDGs「17の目標」



2018（平成30）年7月にBertelsmann Stiftung（ベルテルスマン財団）とSDNS（持続可能な開発ソリューション・ネットワーク）から発表されたSDGs達成ランキングにおいて、日本は156カ国中15位。日本は17の目標のうち、達成されていると評価されたのは、「目標4：質の高い教育をみんなに」の一つのみで、そのほかの目標は未達成となっています。同年同月、ニューヨークの国連本部で開かれたSDGsに関する政治フォーラムでは、SDGsの採択から3年経った現時点における各国の取り組みの現状が共有され、日本は同フォーラムで、2030（令和12）年に向けて民間企業および市民団体へのSDGsの取り組みを普及・拡大を促進しながら、“オール・ジャパン”でSDGsに取り組むことを表明しています。

この流れを受け、国では、地方創生と中長期的な持続可能なまちづくりを推進すべく、積極的にSDGsに取り組んでいる29の自治体を「SDGs未来都市」として選定し、特に優れた取り組みと認定された事業に補助金を交付するなど、地方のSDGsに係る取り組みへの支援を通し、全国的に持続可能なまちづくりの普及を加速させたいとしています。

## (3)脱炭素化社会構築の推進を取り巻く状況

2015（平成27）年12月に開催された、COP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」、「今世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること」が長期目標（パリ協定）として掲げられました。

2020（令和2）年1月からのパリ協定の本格始動を前に、各国が排出削減目標の引き上げを表明する中、日本は引き上げを表明せず、国際的な批判を浴びる形となりました。

その後、国では、2016（平成28）年に策定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度までに26%、2050年度までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとなりました。（基準年度：2013年度）

また、2019（令和元）年6月に「パリ協定に基づく長期戦略」を策定し、最終到達点として「今世紀後半のできるだけ早期の「脱炭素社会」（実質ゼロ）」を目指すとし、同年12月には、全国の地方自治体に対し、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の推進を呼びかけています。

山形県においても、2020（令和2）年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画」に、将来的に「脱炭素社会」を目指すことを盛り込んだのに加え、同年8月には、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨の「ゼロカーボンやまがた2050宣言」を表明しています。

また、次期「山形県地球温暖化対策実行計画」を統合した、2021（令和3）年度からの「第4次山形県環境計画（仮称）」において、ゼロカーボンに向けた施策等を盛り込んでいくこととしています。

また、県内の市町村においても、「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策への更なる取り組みを進める動きが見られます。

#### (4)気候変動への対応

国では、2018（平成30）年6月、深刻化する気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動の適応の推進のために担うべき役割を明確にし、相互連携・協働の下、一丸となって適応策を強力に推進することを目的とし、「気候変動適応法」が公布されました。また、同年11月には気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「気候変動適応計画」が策定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための各主体の役割等7つの基本戦略と、分野ごとの取り組みを示しています。

県においては、新たに策定する「山形県気候変動適応計画」を次期「山形県地球温暖化対策実行計画」同様、2021（令和3）年度からの「第4次山形県環境計画（仮称）」に統合し、本県における気候変動への適応に関する情報の収集・整理・分析等の拠点機能を担う「地域気候変動適応センター」を設置するなど、気候変動適応策を推進していくこととしています。

市町村においても、今後、それぞれの区域の特徴に合わせた適応を推進するための計画づくりや、防災や農林業の振興等の施策との連携を図ることが求められます。

## (5)プラスチック資源の循環戦略の総合的な推進

プラスチックごみによる環境汚染については、2019（令和元）年6月の国際的な会議（G20）でも取り上げられ、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を無くすことを目標とする合意がなされました。

これに先立ち、国では、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮し、使用された資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）を2019（令和元）年5月に策定しました。戦略は、3R+Renewable（リデュース・リユース・リサイクル+再生可能な資源への代替）を基本原則に、「プラスチック資源循環」・「海洋プラスチック対策」・「国際展開」・「基盤整備」の重点戦略を展開することとしています。

県においては、2021（令和3）年度からの次期「山形県循環型社会形成推進計画」において、海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチックごみを新たな課題と位置付け、プラスチックごみの排出抑制や適正処理の対策に取り組んでいくとしています。

市町村においても、マイバッグ運動や簡易包装製品の製造や購入など、プラスチックごみ削減の推進を一般廃棄物処理計画等に位置付け、市民・事業者・行政の協働により取り組んでいくことが求められます。

## (6)食品ロス削減に向けた取組み

日本では、2016（平成28）年の食品廃棄物が年間2,842万トン排出され、「まだ食べられるのに廃棄される食品」と定義される食品ロスは646万トンとされています。また、世界では飢餓・食糧不足が問題となっており、食糧援助量が2017（平成29）年時点で年間380万トンも必要とされていますが、日本の食品廃棄物などはその1.7倍に相当しています。

これらの食品ロスをこのまま続けていけば環境への負荷が増大し、資源の枯渇などを起こす可能性もあり、早急な食品ロスの削減が求められています。

このため、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を示した「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年5月に公布され、同年10月の施行により、食品ロスの削減を総合的に推進するとしています。

県においては、海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチックごみ同様、新たに策定する「山形県循環型社会形成推進計画」における新たな課題と位置付け、事業者における取組みへの支援や県民への普及啓発を図り、食品ロスの削減を進めていくとしています。

市町村においても、プラスチックごみの削減の推進同様、一般廃棄物処理計画等に位置付け、家庭や飲食店、小売店においてできる取り組みについて、普及啓発に努めていく必要があります。

### ■コラム01■ プラスチック資源削減に向けた取り組み

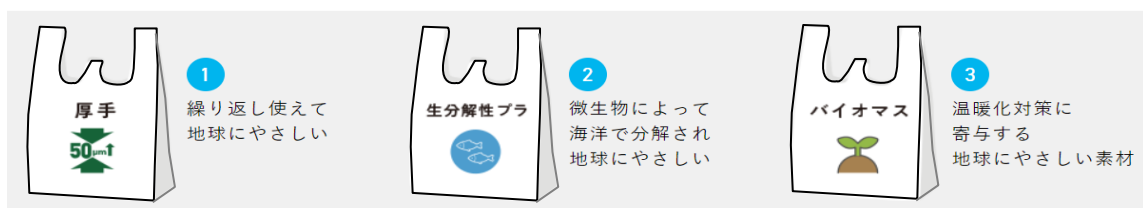
波と共に押し寄せるペットボトルや海流に乗って何千キロも流され浮遊を続けるビニール袋など、今、海に大量に流入するプラスチックが世界的な問題となっています。特に、海底の泥の中に大量に堆積するマイクロプラスチックについては、製造上の有害物質や漂流する際に化学物質の吸着による有害性について指摘されているほか、海洋生態系に取り込まれ、さらには様々な食品などに含まれている可能性についても言及されています。

マイクロプラスチックとは、洗顔料・歯磨き粉といったスクラブ剤に利用される「一次マイクロプラスチック」と、捨てられたビニール袋やペットボトル、たばこのフィルターといったプラスチック製品が川を伝って海へ流出した後、紫外線や波の作用によって劣化し、マイクロサイズになった「二次マイクロプラスチック」の二種類に分類されます。

プラスチックの原料となる原油の使用は、地球温暖化の主な原因の一つでもあります。地球温暖化の防止とプラスチック資源の有効活用が世界的に求められる中、日本政府は「プラスチック資源循環戦略」を制定し、その取り組みの一環として、「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止など）」が2020（令和2）年7月1日から全国で始まりました。

本市では、この動きに先んじて、事業者、市民団体、行政の三者間において協定を締結し、地球規模での環境保全活動につなげるため、市内小売店（スーパー）において、2008（平成20）年10月よりレジ袋の無料配布を中止しています。

ただし、以下のように環境に考慮した商品については、対象外（無料）となっています。



出典：経済産業省 制度概要

### 3. 第3次環境基本計画策定後の新庄市の新たな取り組み

---

#### (1) 第5次新庄市総合計画の策定

人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴う負担増加、経済活力の低下などの諸問題の解決が急務となり、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、これまで以上に地域特性を生かした総合的なまちづくりと、効果的かつ効率的な行政経営が求められています。

このような認識のもと、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるとともに、様々な課題に対して各種施策を総合的かつ計画的に実行するため、本市では、2021（令和3）年度以降のまちづくりの指針となる『第5次新庄市総合計画』を策定しました。

計画期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間です。

目指すまちの将来像を“「住みよさ」をかたちに 新庄市”とし、本市が目指す将来像を実現するため、8つのまちづくりの柱、3つの重点プロジェクトに取り組みます。

#### (2) 地球温暖化防止対策の取り組み

今日の環境問題は、オゾン層の破壊や地球の温暖化、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、海洋汚染など地球規模の問題にまで達しています。

かつて、国の役割とされてきた地球温暖化対策における地方公共団体の役割の重要性が高まってきており、地球温暖化に歯止めをかけるためには、国だけでなく、地方公共団体、事業者及び国民の全てがこの課題に取り組むことが重要です。

2015（平成27）年12月に開催された、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）でのパリ協定の合意を境に、世界は脱炭素社会の実現に向けて大きく転換しました。日本も2019（令和元）年6月に長期戦略（パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略）が閣議決定され、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガスを出さない「脱炭素社会」を目指すことが示され、2050年の脱炭素社会の実現に向けて動き始めています。

その中で、都道府県及び市町村は、大規模な事業者・消費者の立場として、また市民及び事業者の取り組みを先導していくためにも、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組むことが求められています。

さらに、地球温暖化対策推進法第21条において、全ての地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定することが義務付けられています。





#### (4) 小型家電リサイクルシステムの取り組み

携帯電話などの小型電子機器類には、金、銅などの貴金属のほか、レアメタルといわれる希少資源が含まれていますが、従来、使用済みとなった小型電子機器類については、その多くが一般廃棄物として排出され、十分な資源回収が行われないうまま処分されてきました。

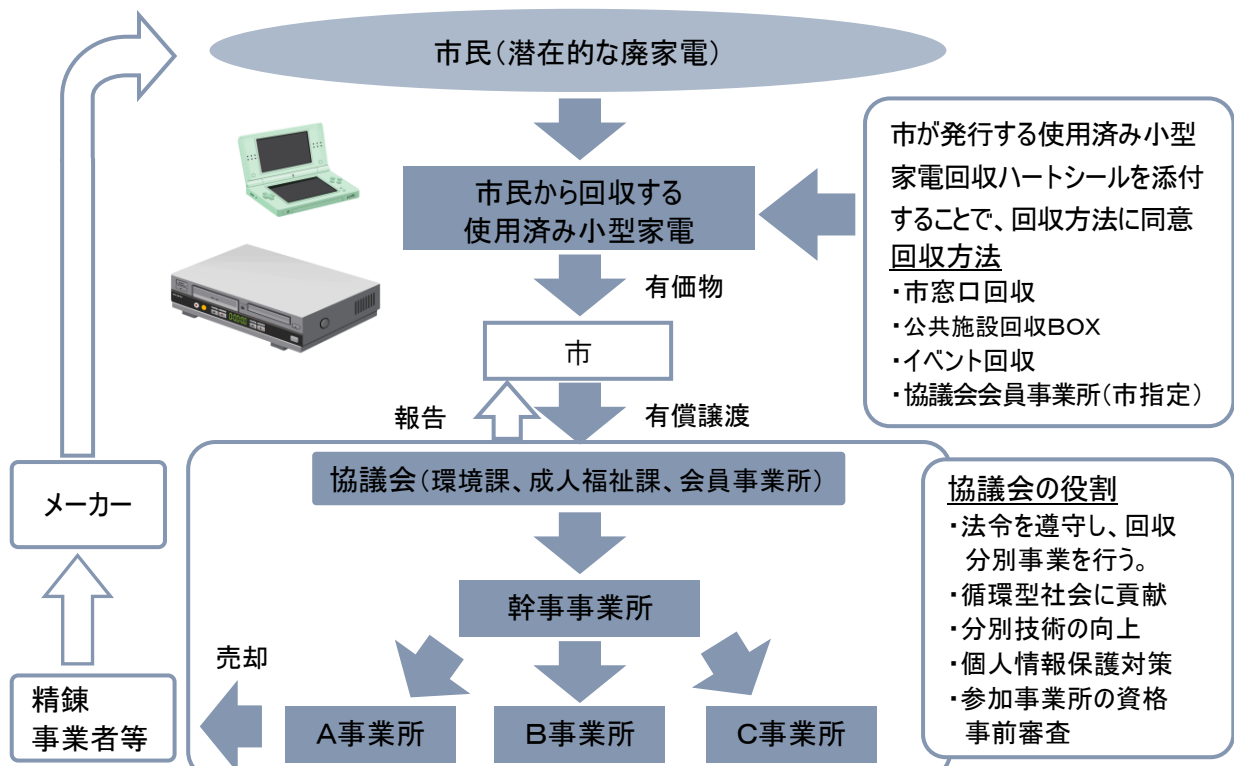
こうした状況に対応するため、国において「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が制定され、使用済み小型電子機器等からの有用資源の回収の仕組みが整えられました。

この法律は、2013（平成25）年4月1日から施行されましたが、先進的な神奈川県では、これに先立って、福祉との連携による小型家電リサイクル事業モデルの検討を行い、「かながわモデル」として市町村に提案し、同年1月より、伊勢原市において、「かながわモデル」による取り組みとして市内の就労支援事業所と連携した事業が開始されています。

福祉との連携による小型家電リサイクルの取り組みは、有用資源の効率的な再資源化を行いつつ、障がい者の社会参加の促進を図ることができるものであり、食品トレーリサイクルシステムと同様、環境・福祉部門の双方にとって意義があります。

本市としても、この状況に対応するため、本市と就労支援事業所が相互に連携し、地域の実情に応じた小型家電リサイクルシステムの構築を図ることを目的とし、2017（平成29）年3月、『新庄市環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム推進協議会』を設立し、同年4月から運用を開始しています。

##### 〈環境と福祉にやさしい小型家電リサイクルシステム〉



## (5)その他の動向

山形県林業統計(平成30年度末状況)によると、国有林を合わせた最上地域の森林資源は、立木の体積の総和(蓄積)として約2,414万 $m^3$ となっており、前年度に比べ約100万 $m^3$ 増加(生長)しています。森林を持続的に利用していくためには、生長量を超えない範囲で利用していくことが必要です。

森林整備により発生する未利用材の活用は林業経営に寄与し、森林整備の促進にもつながるほか、間伐材等の未利用資源(木質バイオマス)を活用した発電など、エネルギーとして利用・活用することにより、地域での新しい産業と雇用が創られ、山村地域の活性化にも貢献することができます。

市では、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化を目的に、2017(平成29)年1月、『新庄市再生可能エネルギー基本計画』を策定し、年間の発電量と地域の木質バイオマスの安定供給を図るとともに、林業種育及び植林を推進することで、林業の活性化並びに森林の再生に努めるとしています。

この計画のもと、2018(平成30)年12月、新庄中核工業団地にて「もがみバイオマス発電株式会社」が操業しました。

事業所では、主に間伐材等の未利用材や山林に放置されている林地残材に加え、企業グループの広域所有林の原木伐採後の低材質材をバイオマス燃料として有効活用するほか、森林の再生に向けた育苗作業を行っています。

発電した電気は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(FIT)の設備認定を受け、電気事業者へ売電されています。



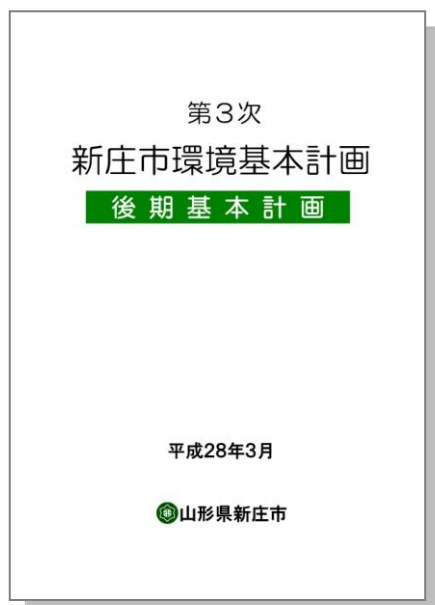
もがみバイオマス発電株式会社

## 第3章 現状と課題

『第5次新庄市総合計画』では、新庄市ならではの「住みよさ」をかたちにし、市民一人ひとりが心の豊かさを実感できるまちを目指すため、将来像“「住みよさ」をかたちに 新庄市”を掲げ、市民の環境保全への意識情勢を図るとともに、廃棄物の削減に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を推進し、地球環境への負荷の少ない循環型社会をつくることで、環境保全の推進につなげるとしています。

これを踏まえ、『第4次環境基本計画』における将来像を“『住みよい環境』をかたちに 新庄市”とし、豊かな自然の恵みに育まれてきた地域のさまざまな資源・宝を改めて認識するとともに、最大限に活かし、資源の地域内循環に取り組みながら、改めて人と自然が共生する持続可能な環境にやさしい地域社会を目指します。

本計画は、今後の地域・地球環境の変化、本市の新たな動向を踏まえるとともに、『第5次新庄市総合計画』との整合性を図るため、新たな計画として策定しますが、前計画の期間が2020（令和2年）度までとなっており、前計画（後期基本計画）における実施成果を検証する必要があります。このため、本計画においては、前計画同様に環境保全全般における現状や課題を把握するとともに、前計画に掲げた重点的な施策に基づいた取り組みの実施成果を検証し、新しい計画に反映させていきます。



## 1. 公害等の現状と課題

本市は、例えば工場のばい煙を原因とする大気汚染問題のような、深刻な公害問題の発生件数は少ないものの、高濃度光化学オキシダントやPM2.5の発生、ライフスタイルの都市化に伴い、生活や事業活動に伴う騒音や悪臭の問題、生活排水の流入を要因とする市街地河川での水質汚濁、後を絶たない油流出事故など、私たちの日常生活に身近な場面での環境汚染が改めて問題となっています。

特に農村地帯ということもあり、「野焼き」に係る苦情・相談が寄せられ、関係機関とともに指導にあたっていますが、これは、市民の環境問題に対する関心が高くなっているためと考えられます。

そのため、諸施策により公害発生防止の周知を図りながら、万が一の発生時には、関係機関と連携した迅速で的確な対応と住民への情報提供を充実させるとともに、被害の拡大防止のために市民一人ひとりが環境に配慮する意識を持ち、地域も連携し環境保全に取り組んでいく必要があります。

また、ごみの問題として、ごみの排出量は、人口の減少に加え、市民のごみ減量化意識の向上に伴い減少傾向にありますが、現在のごみ焼却施設の老朽化や最終処分場の埋立容量の減量など大きな課題も残ります。このため、ごみの減量化・再資源化については、その啓発となる環境学習の機会も含め、引き続き、総合的・計画的に進めていくことが重要です。

未来の子どもたちに豊かな自然環境を残し、良好な生活環境を維持していくためには、今改めて、ごみの減量化やリサイクルの推進、省エネルギー化対策、水・大気・緑などの快適な環境保全に、市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。

### (1) 公害苦情

生活に伴う騒音や悪臭などの発生件数は横ばい傾向にあります。

これは、公害に対する市民意識の向上や環境保全への認識がある程度浸透したものと考えられます。

一方で、原因者の周囲に対する配慮を欠いた生活行為と、苦情主等近隣者の権利意識の高まりにより、関係者間での複雑な問題が発生するようになってきています。

他人に迷惑をかけず、お互いに配慮し合うという意識の形成が必要です。

## ＜主な公害苦情件数の種類別＞

分類	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
大気汚染	11	13	8	5	3
水質汚濁	24	13	10	12	15
騒音	7	1	2	1	3
悪臭	5	1	1	3	3
合計	47	28	21	21	24

[環境課調べ]

## (2)大気汚染

大気汚染防止法に基づき、山形県では、県内の大気環境の状況を把握するため、一般環境大気測定局15局及び自動車排出ガス測定局1局を配置し、硫黄酸化物や窒素酸化物などを24時間測定し、常時監視しています。

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として定められており、工業専用地域や臨港地区など、人が通常生活していない地域を除いた全ての地域に適用されます。本市には、1994（平成6）年度より下田地区に環境大気測定局が設置され、市民の健康及び生活環境に直接影響を及ぼす大気汚染物質の測定を実施しています。

大気汚染物質のうち、人間の健康及び生活環境に直接影響を及ぼす主なものとして、以下の物質が上げられます。

## ＜主な大気汚染物質＞

物質名	説明
二酸化硫黄	重油や石炭などの化石燃料中の硫黄分が燃焼酸化されることにより生成される物質。工場などが主な発生源
二酸化窒素	空気中の窒素及び燃料中の窒素分が、燃焼により酸化されてできるもの。発生源としては、工場のボイラーなど固定した施設のほか、自動車等、移動発生源の占める割合も高くなる。
一酸化炭素	物の不完全燃焼により発生。自動車排出ガスなどが主な発生源。県内では、自動車排出ガス測定局1局（山形下山家）で測定
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が10 $\mu$ m以下の遊粒子状物質をいい、物の燃焼や自動車排出ガス（ディーゼル車など）が主な発生源
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因とされるもの。工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光により光化学反応し、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。日差しが強く風の弱い日に発生しやすく、人体ほか、農作物などの植物にも影響を与える。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径がおおむね2.5 $\mu$ m以下のものをいい、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生させる施設が発生源であるほか、大陸からの飛来の影響もある。

測定の結果について、2019（令和元）年度においては、光化学オキシダントを除き、本市測定局も含め、全てにおいて環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度になりやすく、高濃度になった場合、息苦しくなったり、目やのどにかゆみや痛みを感じる場合があります。測定結果としては、県内全ての観測局で基準（1時間値0.06ppm）を常に上回っていますが、大気汚染防止法で定める屋外活動の自粛を促す注意報発令基準（1時間値0.12ppm）は下回っています。

本市においても国や県と協力しながら、注意報発生時には被害未然防止のための迅速な情報提供を図っていく必要があります。



下田測定局（下田公園内）

### (3)水質汚濁

本市の河川では、2河川が環境基準の類型に指定されており、2006（平成18）年度に新田川が河川A類型に、2007（平成19）年度には升形川が河川B類型にそれぞれ指定されています。（河川環境基準類型項目：AA／最上位・A・B・C・D・E／最下位）

本市では、下表のとおり11定点において、理化学水質調査を実施しています。

1. 升形川・不動橋	2. 升形川・中の川合流点	3. 指首野川・中道町水門
4. 指首野川・飛田橋	5. 中の川・ヨークベニマル脇	6. 中の川・栄橋
7. 松本堰(中の川～) 不動橋	8. 三の堀・宮内堰(指首野川～) 渡部医院向	9. 新田川・新田橋
10. 新田川・角沢橋	11. 新田川・宮野橋	※調査結果は巻末資料に掲載

生活環境の保全に関する調査項目は次のとおりです。

#### <調査項目>

項目	説明
水素イオン濃度 pH	水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標
生物化学的酸素要求量 BOD	水中の汚濁物質が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。
浮遊物質 量 SS	水中に浮遊する物質の量をいい、数値が大きいほど水質汚濁が著しい。
溶存酸素 DO	水の自浄作用（有機物を酸化し、安定した形とすること等）や、水生生物の生存に必要とされる酸素が水中に溶けている量。数値が小さいほど水質汚濁が著しい。
大腸菌群数	大腸菌とは、乳糖を分解し酸とガスを形成する好気又は嫌気性の菌をいう。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すもの。

2019（令和元）年度にこれらの項目を調査した結果、一部において、SSの基準値を超えましたが、pH、BOD、DOは全ての定点で基準値をクリアしました。

今後も河川の水質については、専門的な調査を行うことにより、河川の保全状況とそれに伴う周辺環境への影響について把握していくことが重要です。

以前は、海や川の汚れの原因と言えば、ほとんどの人が、工場や事業場の排水を思い浮かべますが、法律などの規制により、今ではその水質も大変良くなっています。

現在は、ライフスタイルの多様化や生活水準の向上が見られる一方で、未だ下水道の未整備や合併処理浄化槽の未設置等により、家庭からの生活排水が川や海を汚している大きな原因（約7割）となっています。

河川愛護活動団体による水環境の保全活動の推進や公共下水道などの生活排水処理施設の整備により、水質浄化への条件は揃いつつありますが、公共下水道等への接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切換えなどの普及をさらに図るとともに、改めて節水や水環境にやさしい製品の購入や使用を積極的に進めるなど、ライフスタイルの見直しが求められます。

〈本市の生活排水処理状況〉

（単位：人）

	直近実績 (令和元年度)	目標年度 (令和2年度)
1 計画区域内人口	35,039	34,964
2 生活排水処理人口 (生活雑排水整備人口)	26,484	27,980
(1)コミュニティ・プラント	0	0
(2)合併処理浄化槽 (整備人口)	5,234	5,078
(3)下水道 (整備人口)	19,142	21,041
(4)農業集落排水施設 (整備人口)	2,108	1,861
3 生活排水未処理人口	8,555	6,984
(1)単独処理浄化槽	4,862	4,552
(2)その他(汲み取り)	3,693	2,432
4 計画処理区域外人口	0	0

[環境課調べ]



(4)一般廃棄物

〈家庭系ごみ回収量の推移〉

単位:t

種別	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
可燃ごみ	5,607	5,864	5,808	5,767	5,833
不燃ごみ	85	73	72	80	78
粗大ごみ	8	8	9	9	12
計	5,700	5,945	5,889	5,856	5,923
1日1人あたりの排出量(g) ※上記ごみの他、資源物も含む	578	603	589	595	590

[環境課調べ]

家庭系ごみの排出量は、ごみ総排出量の約6割を占めています。

最近のごみの出し方に関する主な変更点は、2004（平成16）年度から実施した指定ごみ袋への町内名と氏名（フルネーム）記入の義務付けと食品トレーの店頭回収の開始です。

2004（平成20）年以降から6,000トンあった燃やせるごみと200トンあった燃やせないごみは、人口減少に比例した減量に加え、ごみ減量化意識の向上もあり、概ね減量で推移しています。

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、590g/人・日（2019（令和元）年度末）で、2004（平成20）年度に比べ約6%の減少となっており、今後のごみの減量化・資源化が進むよう意識して取り組んでいくことが必要です。

〈資源物回収量／家庭系等の推移〉

[単位:t]

品目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	その他
紙パック	26	27	30	34	23	回収量については、スーパー店頭回収分やリサイクルにここにご運動における回収量も含まれる。
古紙	971	965	837	842	718	
古布	25	31	28	26	15	
びん類	462	441	425	431	414	
缶類	119	119	118	117	118	
ペットボトル	125	123	126	108	151	食品トレーについては、H28年度より、定住自立圏の中において事業拡大を図るため、それまで産業廃棄物としていたものを一般廃棄物の扱いとした。
金属	105	143	111	108	18	
食品トレー	2	42	37	35	35	
生ごみ	95	120	119	115	111	
乾電池	11	11	10	11	11	
その他	1	1	2	3	5	
小型家電	1	1	2	3	5	
計	1,943	2,024	1,845	1,833	1,624	

[環境課調べ]

一方、資源ごみについては、ステーション回収や大型小売店舗での店頭回収方式に加え、1985（昭和60）年より、町内会、子ども会等が主体となり、市内ほぼ全域で実施されている集団資源回収事業『リサイクルにここ運動』を継続しています。

資源回収量については、2012（平成24）年度から全体的に減少しています。実施団体数は横ばいであることから、実施主体である子供会等の会員数が減少していることが原因と考えられます。今後は、資源回収量の増加を図るため、対象回収品目の安定化など検討が必要です。



リサイクルにここ運動

食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」が、2004（平成16）年11月に稼働してから16年が経過し、これまで市では、年間約50トンの使用済み食品トレーをごみではなく資源として回収し、障がい者福祉事業所での中間処理を経て、さらに特許を持つ地元企業によりリサイクルされ、一部スーパー小売店で使用されているほか、イベント等で使用されることで地域循環が行われており、一定の成果を得てきました。

また、経済圏を一にする新庄最上定住自立圏形成の中において、2016（平成28）年4月より、食品トレーリサイクルシステム「新庄もがみ方式」として、年間約60トンの使用済み食品トレーを回収・分別し、再資源化までを最上管内全体で取り組んでいます。

生ごみの堆肥化については、2014（平成26）年度までは、生ごみ収集は環境課事業、堆肥製造は農林課事業として実施してきましたが、2017（平成27）年度から環境課において地域循環型生ごみ収集活用事業として取り組んでいます。完成した生ごみ堆肥は、成分の分析を行い、より安全安心な堆肥として、衛生組合連合会の花いっぱい運動や学校菜園、市内で有機農業に取り組む農家ほか、町内会における植栽活動へ広く提供され、生ごみを通して食と農と環境をつなぐ循環型の地域づくりにつなげています。



地域循環型生ごみ堆肥

小型家電のリサイクルについては、2013（平成25）年の小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）の施行を受け、本市としても2014（平成26）年度より市環境課において窓口回収での使用済み小型家電の回収・リサイクル事業を開始しました。また、2015（平成27）年度からは衛生組合連合会と連携し、『エコすく資源回収プロジェクト』として、毎月のイベント回収も行っています。

2016（平成28年）度で13品目であった回収品目は、小型家電リサイクル法に規定する96品目に拡大され、今後は拠点回収箇所を増やすなど、回収方法の拡大を検討する必要があります。

今後も、個人や事業者における廃棄物の排出抑制の対策が必要です。再資源化や再利用できるものについては、最上管内の廃棄物の広域処理を総括する最上広域市町村圏事務組合にも提案し、最上管内全体で総合的に「モノ」の循環を推し進めていくことが必要です。



エコすく資源回収（市役所第2庁舎）

### (5)化学物質の環境リスク等

2005（平成17）年には、市内企業においてシアン化合物による土壌汚染事故が発生し、飲用井戸水のほか、農業用の地下水、各河川などで水質検査が実施されました。現在は、横根山及び新庄中核工業団地周辺の生活環境の保全と市民の健康を守るため、両工業団地からの排水の水質検査を年4回実施し、定期的に監視を行っており、全ての調査項目で基準値をクリアしています。

そのほか、廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民の健康を保護と生活環境の保全に資することを目的として、中核工業団地立地企業と公害防止協定を締結し、定期的な水質検査の報告を受けています。また、ゴルフ場及び養鶏事業者においては環境保全協定に基づき、地域住民や関係機関で構成する環境保全協議会を開催し、ゴルフ場においては、農薬の適正使用や排水（残留農薬）の水質の確認を行い、養鶏事業者においては、地域の悪臭等対策に改善を図っていくことを確認しています。

ダイオキシン類については、2000（平成12）年にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、環境汚染の防止が図られました。これに伴い、本市も含めた8市町村の可燃ごみの処理も新たに施設が整備され、2002（平成14）年12月に稼動したごみ焼却施設『エコプラザもがみ』では、適正な焼却処理を行っています。

同施設は、最新技術を用いた焼却施設であり、ダイオキシン類などの発生を抑制し、排ガスの減量など環境への負荷を最小限にとどめています。



エコプラザもがみ（鮭川）

そのほか、可燃ごみの処理施設を管理運営する最上広域市町村圏事務組合、施設近隣地域及び市では「エコプラザもがみ環境対策協議会」を設置し、ごみ処理の実績や施設の排ガス、施設近隣地域の土壌におけるダイオキシン類の調査を行い、その結果について情報を共有しています。

そのほか、一般家庭ごみや事業系ごみのいわゆる「野焼き」は、ダイオキシン類発生の原因となることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において禁止されています。

しかし、年間を通し、市民からの苦情があり、他行政機関とともに、原因者への適切な指導を行いつつ、苦情主等近隣者との調整に苦慮しているのが現状です。一方で、市民の環境への関心も高まりつつあり、「野焼き」行為についての苦情件数は減少傾向にあります。

ダイオキシン類をはじめ、市民の健康に被害を及ぼす化学物質については、引き続き監視を行うとともに、市民や事業所への適切な指導を通し、適切な情報提供に努めていく必要があります。

#### (6)原子力発電所事故に伴う放射線の影響

2011（平成23）年3月に発災した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故から時間が経ちますが、福島県を中心に、放射能汚染の影響は、長期間継続することが予想されます。県では、同年6月より、県内市町村における定点での空間放射線量の測定を開始し、現在も下記のとおり継続しています。

期 間	測 定 箇 所	実施回数
H26年6月～H27年3月	新庄南高等学校グラウンドほか5箇所	月2回
H27年4月～H29年3月	新庄南高等学校グラウンドほか1箇所	月1回
H29年4月～H31年3月	新庄南高等学校グラウンド	月1回
H31年4月～	新庄南高等学校グラウンド	年1回

[山形県資料より]

2019（令和元）年度より、県内全市町村1地点、年1回の測定結果を取りまとめており、いずれの地点においても、外部被ばく線量が1mSvを超えることはなく※、健康に影響のない水準となっており、全国の平常値の範囲内となっています。

今後も環境への影響を把握するために、長期の監視体制と状況に応じ、放射能汚染が及ぼす様々な影響への対策を検討・実施していく必要があります。

※いずれの地点の空間放射線量率の下で1日8時間程度の野外活動を伴う日常生活を1年間送った場合

## (7) 温室効果ガスの抑制

本市では、市の事務事業による温室効果ガスの排出の削減などの地球温暖化対策として、『新庄市地球温暖化対策実行計画』（事務事業編）を策定しました。現在第2期の計画において、2015（平成27）年度から2020（令和2）年度までで、温室効果ガスの排出量を、2014（平成26）年度比で6%削減することを目標に掲げるものです。

2019（令和元）年度中の温室効果ガスの排出量は、およそ4,616.31（t-CO<sub>2</sub>）（基準年度比：27.05%削減）となっています。（学校等を含めた全施設排出分）

本市では、庁内の環境推進委員会活動を通じた職員研修を開催し、温室効果ガス排出量の把握や地球温暖化対策について情報を共有しています。

温室効果ガスの削減目標を達成するためには、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を意識することが大切であり、地球温暖化防止について率先して取り組む必要があります。

県と連携し、地球温暖化防止推進員など、地域における温暖化防止活動を推進する人材を育成し、地域における具体的な取り組みを実践していく必要があります。

## (8) 省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入

省エネルギー化の取り組みとして、2012（平成24）年度は、市内小中学校6校にて、「NPO法人ビルトグリーンジャパン」による省エネルギー診断サービス（山形県委託事業）を受診し、改善点について報告・提案を受けました。

2013（平成25）年度は、市内4事業所において、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ診断を受診しています。

省エネ診断については、2013（平成25）年度までを区切りとし、新庄市地球温暖化対策協議会の中で、引き続き事業所等へPRし、制度の活用を図っていくとしています。

再生可能エネルギー導入の取り組みとしては、環境省の「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」（GND／グリーンニューディール基金）を活用し、地域の防災拠点の強化を目的として、公共施設における再生可能エネルギー設備を導入してきました。

### 〈導入実績〉

設置年度	設置場所	設置設備	設備概要
H24年度	市民プラザ	太陽光発電	発電容量15kW
H25年度	山屋セミナーハウス	〃	発電容量20kW
H26年度	萩野学園	〃	発電容量33kW(蓄電容量15kW)
H27年度	わくわく新庄	〃	発電容量16.32kW(蓄電容量18kW)
	明倫中学校	〃	発電容量7.2kW(蓄電容量10kW)

[環境課調べ]

また、本市では、2014（平成26）年度より、一般家庭及び事業所への再生可能エネルギー設備導入に対し補助金を交付し、化石燃料に依存しない生活様式への転換を促すことにより、市域における温室効果ガス排出量の削減を図ってきました。

〈補助実績〉

設備の種類		H26年度	H27年度	H28年度	合計
ペレットストーブ	住宅	10件	5件	5件	20件
	事業所	1件	1件	0件	2件
薪ストーブ	住宅	4件	3件	1件	8件
	事業所	0件	0件	0件	0件
太陽光発電	住宅	4件	2件	5件	11件
	事業所	0件	0件	0件	0件
合計		19件	11件	11件	41件

[環境課調べ]

現在、補助事業は休止していますが、今後は、再生可能エネルギー設備導入の効果について検証を行うとともに、社会情勢や機会を捉えた国・県の補助制度の活用など、市民・事業者への情報提供を行うほか、省エネルギー診断の推奨など、様々な省エネルギー対策に取り組みながら、本市における再生可能エネルギーの方針や取り組み方について協議・検討を重ねていきます。

■コラム02 ■ 温室効果ガスの算出方法etc....

温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素の大きく3つに分類され、その排出量は、温室効果ガスの排出源となる各種燃料や電力の使用に伴う活動量（使用量等）を所定の方法で温室効果ガス量に換算した合計になります。

例えば、ガソリンであれば、使用量〔ℓ〕に発熱量〔MJ/ℓ〕と炭素排出係数〔kg-C/MJ〕を乗じて炭素量を算出し、さらにその値に二酸化炭素量への換算係数44/12を乗じて排出量を算出しています。

例：ガソリン使用量：1,000ℓの場合

使用量1,000〔ℓ〕×ガソリンの単位発熱量34.6〔MJ/ℓ〕×ガソリンの炭素排出係数0.0183〔kg-C/MJ〕×換算係数44/12÷2,322〔kg-CO<sub>2</sub>〕となります。

なお、灯油を使用した場合は、二酸化炭素に加え、メタンや一酸化炭素の温室効果ガスがそれぞれ発生します。（発熱量及び炭素排出係数の数値は異なります）

※エネルギー原単位の違い

環境省所管「地球温暖化対策の推進に関する法律」→ CO<sub>2</sub>

経済産業省所管「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）→ 原油

## 2. 快適環境(アメニティ)の現状と課題

市民は、自然的資源のほか、歴史的遺産・公園緑地・公共施設などを快適な日常生活を過ごすための環境的要素として認識しています。

快適な環境で市民が生活できるように、改めて環境資源の情報収集を図り、魅力ある環境の整備を進めるための方針等を示していくことが重要です。

### (1) 快適環境要素

「土内溪谷」などの自然資源のほか、地域においては、牧草地や点在集落にある神社や石仏、都市的な建築物なども快適な要素として捉えられています。

県内でも有数の豪雪地帯である本市は、道路の除排雪、消雪施設や流雪溝の整備、雪まつりイベントの開催など、克雪・利雪に係る取り組みを通し、雪とは切っても切れない関係にあります。

昭和初期、全国での雪害に苦しむ農村を救済・更生するため本市に設置された「旧農林省積雪地方農村経済調査所」では、積雪の苦に加えて、繰り返す凶作のため疲弊しきっていた農村経済を更正させるための調査・研究・指導が行われてきました。

このような背景のもと、2019（平成31）年2月、国・地方公共団体・企業・NPO等が参加し、克雪・利雪技術の研究、雪国の自然環境・歴史・文化の継承など、様々な取り組みに対する意見・情報交換を行う「ゆきみらい2019 in 新庄」が開催されました。

今後も雪を産業面や生活環境向上に役立てる研究や開発を進め暮らしやすさに結びつけるほか、雪を生かしたイベントの開催や観光資源とするなど利雪活動を推進し、雪も当地域ならではの環境要素の一つとして認識を深めていくことが望まれます。

### (2) 都市公園

本市の都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、41.2㎡/人（2019（令和元）年度末）となっています。

2003（平成15）年に最上中央公園が完成しました。同公園は最上公園と東山公園の間に位置し、スポーツやイベントも含め、地域交流の新たな拠点となっています。

人と自然が共生する都市緑化を図り、市民の安全性・快適性を向上させることで魅力を高め、公園の整備と適正な管理に努めながら、より利用促進を図る必要があります。また、その整備と管理においては、市民団体と共に進めることで、より愛着のある親しみやすい快適な環境の一つとなります。



最上公園

### 3. 自然環境の現状と課題

全国的に見て、本市には、豊かな自然環境のもと、未だ多くの貴重な動植物が生息しています。奥山に自然環境の豊かなブナ林を有し、イヌワシなどの生物の生息が確認されています。里山には、ギフチョウ類などの昆虫や多数の動植物が生息し、身近な湿地や水田地帯、市街地にも、県指定天然記念物のチョウセンアカシジミや、市指定天然記念物のイバラトミヨなどの淡水生物や多数の動植物が生息しています。

このように、本市の自然環境は、大変豊かと認識されていますが、近年は、森林も含めた自然環境の変化により、以前見られた多くの動植物種が減少傾向にあり、それら実態の把握や保護のための仕組みづくりの検討が必要です。

また、人の生活圏でのツキノワグマやハクビシン、イノシシ、カモシカなど野生動物の出没が相次ぎ、人畜への被害も危惧される中、その他の野生鳥獣による農作物被害も出てきていることから、適正な保護管理を行い、野生鳥獣との共存を図っていく必要があります。

#### (1) 植 生

ブナの原生林は全国的に少なく、本市のブナ林は奥羽山系南北のブナ林をつなぐ神室山地自然林として重要な位置を占めています。また、ブナ林は里地にも見ることができ、山の神社（関屋地内）のブナ林は市の天然記念物に指定されています。

しかし、里山は、現在人の手が加わらなくなったことにより植生の遷移が進行しており、将来里山としての特性が失われることが危惧されます。このため、その保全と活用を図る方策を立てることが必要です。

山形県では、県土の72%※を占める森林とその豊かな緑を、県民共有のかけがえのない財産として未来へ引き継ぐため、2009（平成19）年4月から「やまがた緑環境税」を導入し、県内各地での森づくりに還元されています。本市においても、市内の中学校とともに木製チップを用いた山道整備に取り組んできたほか、市民団体においては、間伐材を活用した交流拠点の整備を図るなど、「県民みんなで支える新たな森づくり」を進めています。

また、本市の秋の序章は、ススキ前線のスタートとともに始まります。ススキの開花日の平年値が8月10日と全国で一番早く、銀白色に輝くススキの穂が風に揺れる光景を市内の各所で見ることができます。このように、改めて豊かな環境資源を認識し情報収集・発信するなど、地域の魅力を高めていく取り組みが必要です。

※山形県森ノミクス推進課調べ（2018（H30）年）



中学生による遊歩道整備



## (2)動物種の生息

本市は、山形県北東部の最上地域の中心に位置し、栗駒国定公園の神室連峰がそびえ、北西に霊峰烏海山を望む自然溢れる個性豊かな山々に囲まれています。

豊かな高山性および亜高山性の植物が分布する神室連峰には、希少な猛禽類であるイヌワシ、クマタカなどの動物が生息し、春の山麓にはギフチョウが舞います。

湧水が見られる水田地帯や市内河川には、市天然記念物のイバラトミヨの姿も見られ、特に近年、山形県の天然記念物で環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているチョウセンアカシジミの繁殖も市内福宮地区で確認されており、これらを貴重な地域の環境資源として、地域内外に環境保全の必要性を述べていく必要があります。

また、近年は、ツキノワグマやイノシシ等に代表されるように、人の生活圏において大型の野生動物の出没が相次いでいます。

かつて、奥山と人の生活圏の間には、生活の場とは別に、人によって管理・利用されている雑木林や茅場といった場所があり、そこはちょうど野生動物のすみかとの緩衝帯の役割も担っていました。近年は、人間の生活圏が拡大する一方で、中山間地では過疎化が進み、集落やその周辺に人の手が入らなくなりつつあります。このように、中山間地域の活動衰退が農地への鳥獣の侵入を許し、野生動物と人との接触が増えています。

今後は、山林の環境を整備し保全することで、人と野生鳥獣が共存できる里山の緩衝地帯を取り戻し、人の生活圏での有害な野生動物の駆除件数を減らすことが必要です。

### ■コラム03■ チョウセンアカシジミ

シジミチョウ科の蝶で、体長は12mm前後、翅を広げた幅が35mm前後の小型の蝶です。色はオレンジ系ですが、県内のもは黒化が進んでいます。その和名が示すとおり、原産地は、朝鮮半島およびアムール地方です。

国内では、青森および岩手、山形、新潟の各県に生息地があるだけという特異な分布をしています。山形県内では、1960（昭和35）年に、真室川町神ヶ沢及び新庄市昭和で発見され、その後も、小国町、川西町、長井市、白鷹町と新しい生息地が発見されました。

一方、県内で最初に発見された真室川町や新庄市では、開田や工業団地造成などの影響で絶滅してしたと考えられていましたが、近年、新庄市本合海地区（福宮地内）で繁殖が確認され、地域の住民有志による「福宮チョウセンアカシジミを守る会」※にて保護活動を行うほか、地域の子どもたちによる観察や中学生による保全・保護活動など、環境学習の場としても活用されています。



※第21回環境やまがた奨励賞受賞 2020（令和2）年

写真：山形県

## 4. 歴史(風土)・文化の現状と課題

本市は、最上管内を1625（寛永2）年の新庄城入城以降、246年間治めた新庄藩の城下町として栄えてきたため、それぞれの地域には、神社・石仏などの文化遺産が多く残されています。

最上管内では、全国的に見てもトップクラスの巨樹・巨木がこれまで見つかっており、「巨木の里」として以前から注目を集めています。これらの巨樹・巨木については伝説を有するものが多く、人々の生活や信仰の跡がよく現れています。

昔は、山の神、田の神、水の神が祀られ、村の人々によって祈りが捧げられており、それら信仰を物語る資料も多く、自然と密着して形成されてきたものが多いことが特徴です。また、それがもとで神社が作られたところでは、今なお神に対して神事が行われています。

そのほか、民話や自然に密着した数多くの伝承・年中行事が受け継がれています。

城下町として、また、最上地域の中心都市として栄えてきた本市の歴史や文化遺産は、市民の誇るべき資産として保存していく必要があります。また、自然と密着した無形の文化遺産についても精神性を育み、人と自然との関わり方を学習する教材として、後継者など人材の育成も含め積極的に活用していくことが望まれます。

### (1)文化遺産

本市には、城下町として栄えた遺産として多くの神社、仏閣や石仏などが残されています。その中において、自然を畏れ敬い、自然の恵みに感謝し、草木の命さえいとおしむ「草木塔」は、全国に160基以上の存在が確認されていますが、その約9割は山形県内に分布し、山形県独自の自然観を表しています。

このような歴史遺産の中に、国指定5件、国登録2件、県指定6件、市指定46件の文化財※があり、適切な維持管理事業を実施して保存を図っています。

これらは、どれもが人間の営みとともに受け継がれ、その時々を刻んできたものであり、今日につながる貴重な歴史遺産といえます。

今後は、改めて情報の共有や発信を行うとともに、必要に応じた修繕等の維持管理に努め、後世に引き継いでいく必要があります。

※文化財一覧：巻末資料（登録有形文化財含む）



新庄藩主戸沢家墓所（国指定史跡）

## (2) 巨樹・巨木等の地域資源

本市には、「石動神社」の親スギや「市立図書館」のカヤノキなど、県・市指定文化財天然記念物に代表されるほか、角沢・清水地区のイタヤカエデや「新庄藩主戸沢家墓所」のモミノキなどの巨木が数多く残っています。

こうした巨木の多くには様々な伝説があるものもあり、人々の生活における自然との一体感を物語るものとして貴重です。

これらについては、地域の貴重な資源・シンボルとして、引き続き保全を図ることが望まれることから、地域と連携した保存の在り方について協議・検討が必要です。

## (3) 伝承・年中行事

本市には、実に多くの昔話や伝説が伝承されています。これらには、雪国で暮らしてきた人々の自然との共生や生活の知恵が豊かに語られています。

これら民話のもつ魅力を伝えるために、「みちのく民話まつり」が毎年開催されています。

そのほか、無形民俗文化財である萩野・仁田山鹿子踊り（県指定）や鳥越神楽（市指定）においては、後継者を育成し、地域の歴史・文化として伝承活動を行っています。

今後も、地域や市民団体等との連携・協力のもと、各行事や活動を通し、自然と共生することや自然を崇める精神性を継承していくことが望まれます。

### ■コラム04■ 山の神の勧進

本市を含む最上地方では、春先や年末の12月頃に山の神の勧進と呼ばれる山の神を祀る行事が行われています。

この行事は集落の15歳以下の男子が集落の山の神社に祀られている木製の山の神の御神像を持って「ヤマノカミノカンジン」と連呼しながら集落内の各家を回り、山の神への供物である米や賽銭、菓子などを集めた後、御神像を飾ってお祀りする行事です。

最上地方では、山の神が里に降りてきて田の神になるといわれている4月2日、あるいは山の神の年越しの日である12月12日などを中心に行われています。

集落内の15歳以下の男子はこの日の夜、山の神社やあらかじめ決めておいた宿に籠もり、翌日の朝、御神像を山の神社に戻して行事を終了します。



## 5. 環境学習の現状と課題

近年、地球温暖化など環境問題に対する関心は当たり前となり、本市においても、総合的な学習の時間や委員会活動として、各小中学校では、リサイクルや環境美化活動、地域の水系における生態観測などを実施しています。

さらに、地球温暖化など、環境保全に係るテーマのもと、市や関係機関を講師に出前講座を開催するなど、一部学習の幅も広がりつつあります。

生涯学習では、「新庄ふるさと歴史センター」や「雪の里情報館」などの特色ある生涯学習施設で本市独特の歴史・風土を伝えています。

そのほか、市では各課に環境推進員を設置し、地球温暖化や省エネについて情報を共有するほか、「地球温暖化防止実行計画」を環境マネジメントシステムとして、庁舎内の効率的なエネルギー管理等に努めています。

環境学習には、学習を通じ、地域の環境について理解を深め、そこから地球環境をも視野に入れるなど、地域で率先して行動・実践できる人材を育成することが求められます。

### (1) 学校教育の現況と課題

現在、学校ではふるさと学習の推進と合わせ、限られた時間数の中において、環境学習を工夫して行っています。

そのような学習の機会を活用できるよう、2013（平成25）年度より整備を進めている「環境学習推進機材」の貸出し制度や全国の環境活動組織である「こどもエコクラブ」への参加について情報提供を行ってきました。

そのほか、2014（平成26）年度までは、市内各小中学校の環境教育担当者の情報交換の場である「環境教育推進委員会」に参加し、教育現場における環境教育の取り組みについて情報を共有してきました。

その他、2019（令和元）年度においては、助成金を活用し、中央から講師を招いて環境教育プログラムを実施するなど、環境教育の機会・内容を充実させてきています。

環境学習の推進には、地域の環境に興味・関心を寄せ、環境保全や環境改善に取り組む人材の確保や活用が大変重要になります。



升形川・水生生物観測

県では、環境学習施設の見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している企業や市民間団体を「環境学習支援団体」として認定し、自発的な環境保全活動への取り組みを支援しています。

本市においても、そのような制度や仕組みについて情報発信するほか、「新庄市地球温暖化対策協議会」や「新庄市衛生組合連合会」など、環境保全に取り組む関係機関と連携・協力し、教育・実践の場を設けていくことが必要です。

加えて、地域の環境に目を向け、そこから地球環境をも視野に入れ、実際に地域で率先して行動できる人材を育成することが求められます。

## (2)生涯学習の現況と課題

「雪の里情報館」や「新庄ふるさと歴史センター」などの特色ある生涯学習施設において、市独特の風土や歴史を、各種セミナー・企画展などを開催しながら伝え、雪国文化の振興を図っています。

今後は、生涯学習施設のみならず、「新庄市エコロジーガーデン」などにおいても環境学習施設としての機能を拡充させ、参加・体験型学習の場を拡充していくことが望まれます。

### ■コラム05■ 民具(新庄ふるさと歴史センター)

「新庄ふるさと歴史センター」は、雪国・祭・城下町の三つの視点から新庄を紹介している観光の視点も兼ね備えた市の生涯学習施設です。地階の雪国民俗資料館ではこの地の生活の知恵が凝縮された民具など1万点余りが収蔵・展示されています。その規模は東北最大級といわれ、名称「雪国の民具」として、市の有形民俗文化財として指定されています。(2020年(令和2)年3月指定)

「民具」とは、日本各地で、人々の暮らしのために使われ、これまで伝えられてきたものをいいます。

同センターで展示している民具も昔実際に使用されたものばかりです。

稲ワラやスゲの葉など、その地方で手に入りやすい材料で作られたものが多く、人々はこれらを使いながら改良を重ね、長い間大切に伝えてきました。

そのため、民具には昔の人々の知恵が沢山つまっており、民具をよく調べると、地方に暮らしてきた人々の生活や歴史が見えてきます。



## 6. 市民活動の現状と課題

本市では、従来から、町内会単位により、歴史・文化などの伝承活動に加え、清掃活動や美化活動など、様々な環境保全・改善活動を実施しています。

また、市の環境美化活動の中心を担う「新庄市衛生組合連合会」においては、不法投棄の監視からリサイクル運動まで、活動の幅が環境保全全体に広がっています。

そのほか、再生可能エネルギーの在り方や利活用など、専門的な事業に特化したNPO法人等も存在し、機会を捉えた様々な事業の実施や情報発信を行っています。

一方で、本市の環境施策の実態として、ごみや環境汚染への苦情対応など、日々の生活環境の改善への対応が中心となっており、市全体として、専門的かつ大きな枠組みでの環境問題に取り組めていない現状があります。

環境問題は、身近なごみの問題から、地球の温暖化やオゾン層の破壊に代表されるような地球規模のものまで多種多様にわたりますが、これらの課題について、市が全て柔軟に対応を図っていくことが難しい状況にあります。

本市の施策を推進するうえで、市民・行政・事業者等の「協働」を基本的な柱に据えており、町内会組織も含め、それぞれの環境分野での市民活動が一層充実していくことが望めます。

そのためには、様々な環境分野で活動している個人・団体の育成と支援を図っていくことが必要であり、本市としても情報共有の場やネットワークづくりの取り組みが重要です。

また、地球温暖化問題を地域における身近な取り組みを通し防止していくために、県全体で、「山形県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱しています。推進員においては、地域における温暖化防止の取り組みにおいて、リーダー的な役割を果たすことが期待されます。

### ■コラム06■ 山形県地球温暖化防止活動推進員

山形県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第23条第1項に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の活動に熱意と識見を有している方の中から「山形県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱しています。(905名/2020(令和2)年2月末)

推進員は、各地域において、町内会の会合や会社の研修、学校の授業等において、地球温暖化の現状や温暖化対策の重要性と取り組みについて説明を行ったり、住宅の構造や家庭における消費電力の調査などにより、省エネ改善策へのアドバイスを行うなど、多様な活動を展開しています。

本市でも現在5名の方が推進員として活動しており、本市としても、改めて推進員と連携・協力し、地域における地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

## 7. 産業分野における環境保全活動の現状と課題

今日の環境問題は、特定の原因者による産業公害はなくなりつつあるものの、都市・生活型公害や地球温暖化問題に見られるように、通常の事業活動や日常生活一般による環境への負荷の増大が原因となっており、様々な形で環境に配慮した行動が定着し、環境保全に向けた取り組みを行う事業者が増えてきています。

事業所部門においては、省エネ意識の高まりから削減は進んでいる一方、景気に左右されやすいこともあり、省エネ設備の導入やきめ細やかなソフト面の対策などは、まだまだ改善の余地があります。

市内の大型小売店では、本市におけるリサイクル推進の取り組みに賛同し、店頭で資源回収ボックスを設置することで、本市との協働により空き缶・ペットボトル・食品トレー等の回収に協力しています。また、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」にもとづき、レジ袋有料化義務化が2020（令和2）年7月より始まりましたが、本市では、この動きに先んじて、地球環境規模での環境保全活動につなげるため、スーパー事業者、市民団体、行政の三者間において協定を締結し、2008（平成20）年10月よりレジ袋の無料配布を中止してきています。

農業分野においては、環境にやさしい農業を実践する農業者のネットワーク化も図られ、有機農業や減農薬農業に取り組む機運も高まっています。しかし、安価な輸入農産物の国内市場への流入等による農産物の価格の低迷や化学肥料や農薬の低減による収量や品質の低下のリスク、労働時間やコストの増加など、生産と需要にギャップが生じることから、安定的かつ合理的に収量・品質を確保できる技術の確立が必要になります。

### (1)環境に配慮した先端産業

本市には、環境に配慮した製品を製造している事業所があります。

2004（平成16）年から稼動しました食品トレーリサイクルシステムの中核施設である「株式会社ヨコタ東北」※を代表する「P&Pリ・リパック」製品は、食器表面のフィルムをはがすことにより、水を使用せずに手軽に処理できることから備蓄食器としても注目され、これまでも多くの自治体や事業関係者が視察に訪れています。

また、従来盛土としての使用が不適とされてきた泥土の改良を図る「ボンテラン工法」により、ヘドロの再資源化に取り組む「株式会社森環境技術研究所」※では、産学連携事業を進めています。

※（株）ヨコタ東北：「エコマークアワード銅賞」受賞（2014（平成26）年）

※（株）森環境技術研究所「ものづくり日本大賞経済産業大臣賞」受賞（2015（平成27）年）

そのほか、山形県では、廃棄物を原料としたリサイクル製品が広く利用されるよう、県内で製造・加工される良質なリサイクル製品を認定する「山形県リサイクル製品認定制度」を推進しています。

今後も、一層の製品の拡大や市民への普及啓発を通して県と連携し、リサイクル関連市場の拡大に努めていく必要があります。

## (2)エコ農産物の生産

エコ農産物とは、地球環境への負担をできるだけ押さえて生産された農産物にあたり、化学肥料や化学合成農薬を一般の農産物より減らして生産されています。

県では、国と連携し、化学肥料や農薬の使用を減らして農作物の生産を行う「エコファーマー」の育成と「エコエリア」の実現に向けた取り組みが行われており、化学肥料及び化学合成農薬を一切使用しない「有機農産物」の生産など、ブランド力の向上や持続性の高い農業生産方式を推進しています。

また、有機農業や食育などに取り組む最上の農家グループでは、有機野菜の栽培講習会を開催するなど、新たに有機農業に取り組む農業者等の栽培技術力・経営力の向上に努めています。

市民の環境への関心が高まる中で、地球温暖化防止や、生物多様性保全に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及啓蒙も重要です。

### ■コラム07■ 環境保全型農業で生産される農産物



山形県運営：山形e c o農家サイト

- 有機農産物  
有機JAS規格に基づき、堆肥等で土づくりを行い、化学肥料及び化学合成農薬を一切使用しないで生産された農産物のことをいいます。
- 特別栽培農産物  
化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量が地域の慣行レベルの50%以下で生産された農産物のことをいいます。
- エコファーマーによる農産物  
たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用を概ね2~3割低減することを一体的に行う農業生産方式によるものです。



## 8. 第3次新庄市環境基本計画(後期)における重点的な施策の実績

本計画においては、現計画(後期)に掲げた4つの重点的な施策の取り組み状況を把握し、先に挙げた環境保全全般の現状や課題分析と合わせ検証を行い、新たな計画へとつなげます。

### <重点施策一覧(平成28年度～令和2年度)> NO.1

項目 (施策)	内容 (重点的な取り組み)	前計画 策定時実績 (H26度末)		現 状 (R元年度末)		最終目標 (R2年度末)		達成度 %
		H28	H29	H30	R元	R2		
1. 自然環境保全への 取組みと 市民意識の かん養	①環境改善行動の推進 市内河川の定点観測において基準値を満たす項目 (全5項目、環境課調査委託)	3	3	5	60.0			
	推進体制	H28	H29	H30	R元	R2		
	市、町内会、市民団体	【取組工程】						
		地域・市民団体等と連携した環境改善活動のPRと推進						
	課題の把握・分析	直接、環境の改善に働きかけられる内容ではないが、自然環境を把握する上での重要な指標の一つであり、適切な排水処理と合わせ、調査結果については、広く周知を図るほか、環境教育の機会にて活用していくことが必要。						
	②学校教育との連携強化 環境教育・環境学習機会 実施事業数(件、環境課・ 教育委員会調べ)	76	67	84	79.8			
推進体制	H28	H29	H30	R元	R2			
市、教育委員会、児童・ 生徒、地域、市民団体	【取組工程】							
	各種事業、情報提供等による環境教育の促進							
課題の把握・分析	環境教育の実践については、内容についても各学校に委ねられている状況。出前講座のメニューを充実させるほか、環境教育機材の貸し出し等も合わせ、周知・広報を図っていくことが必要。							
2. 清潔で 快適な生活 環境の維持	③生活排水処理施設普及の推進 (%、生活排水処理基本 計画による普及率)	69.7	75.6	80.0	94.5			
	推進体制	H28	H29	H30	R元	R2		
	市、設備事業者、 事業所、家庭	【取組工程】						
		公共下水道の整備・普及、合併処理浄化槽の設置促進						
課題の把握・分析	生活排水処理基本計画に基づき、引き続き、公共下水道、農業集落排水事業計画区域外においては、合併処理浄化槽・下水道の整備を計画的に進めていく。							

<重点施策一覧(平成28年度～令和2年度)> NO.2

項目 (施策)	内容 (重点的な取り組み)	前計画 策定時実績 (H26度末)		現 状 (R元年度 末)		最終目標 (R2年度末)		達成度 %
		H28	H29	H30	R元	R2		
3. ごみの 減量化と 再利用・再 資源化の 充実	④最上地域の一体的な減 量化・再資源化の取り組み 本市家庭系ごみの年間排出量 (kg、環境課調べ)	8,190	7,552	7,663			101.5	
	推進体制	H28	H29	H30	R元	R2		
	最上8市町村、最上広域 市町村圏事務組合、県、 事業者、市民	【取組工程】						
		分別収集方法の見直し・適正処理を推進、新たなごみ抑制対策の検討と実施						
	課題の把握・分析	家庭系ごみの排出量については、人口の減少に伴い減量傾向にあるが、定住自立圏の枠組みにおいて、今後も3Rの着実な推進と合わせ、周知・啓発をはじめとし、様々なごみ減量施策に取り組んでいく。						
	⑤3R(リデュース、リ ユース、リサイクル)の 推進 家庭系ごみにおける資源化率 (%、環境課調べ)	25.0	21.4	27.0			79.3	
	推進体制	H28	H29	H30	R元	R2		
	市、新庄市衛生組合連合 会、事業所、市民	【取組工程】						
		分別収集の徹底と適正処理を推進、回収品目と回収機会の拡大						
	課題の把握・分析	人口減少に伴う家庭系ごみの減量に加え、古紙や金属類については、資源回収事業者への直接持ち込みなど、把握が難しいリサイクル参加機会も多様化してはいるものの、今後も排出マナーとともに、リサイクルの質の向上に努めていく。						
⑥食品トレーリサイク ルシステム「新庄方式」 の拡大 一般廃棄物の内食品トレー収集 量(t、環境課調べ)	73.3	59.4	80.6			73.7		
推進体制	H28	H29	H30	R元	R2			
市町村等、福祉施設、製 造会社、流通会社、市民	【取組工程】							
	食品トレーから廃プラスチック全体へ順次拡大							
	広域圏における収集から適正処理への転換							
課題の把握・分析	現在は定住自立圏の枠組みにより、最上地域全体で取り組んでおり、一定の回収量としては安定しているが、2～3割の不適合物について、リサイクルも含めた処理をどうするか、また、廃プラスチック全般のリサイクルの仕組みについても、定住自立圏の枠組みにて、具体的に協議・検討を重ねていく必要がある。							

<重点施策一覧(平成28年度～令和2年度)> NO.3

項目 (施策)	内容 (重点的な取り組み)	前計画 策定時実績 (H26度末)	現 状 (R元年度末)	最終目標 (R2年度末)	達成度 %	
3. ごみの 減量化と 再利用・再 資源化の 充実	⑦地域循環型活用 ごみ収集事業 ごみ回収量(上段t) たい肥製造量(下段m) ※t換算(参考:環境課調べ)	125.5 66.1m <sup>3</sup> ※(52.9t)	117.1 73.8 (59.0t)	130.0 68.0 (55.0t)	90.1 108.5 (107.3)	
	推進体制	H28	H29	H30	R元	R2
	市、教育委員会、家庭、 収集運搬事業者、 市民団体	【取組工程】				
		ごみ堆肥を活用した食育の取組みを促進				
		ごみ堆肥を活用した環境教育の推進				
	課題の把握・分析  ※堆肥製造量(下段m)につ いては、製造作業が年度を またぐため、実際の製造量 とは異なる。	参加町内・施設は限られるが、家庭系ごみ排出量の減量 化(含水量)に係る処理費用の削減やごみから製造さ れた堆肥については、町内会の緑化活動や農作物の生産 活動での活用されるなど、地域内での循環型社会の構築 に貢献している。今後は原材料の確保や堆肥の利用にお いて、より市民参加を促すことが必要。				
4. 再生可 能エネル ギー等の 活用推進 と省エネ ルギー対 策の取組 み	⑧再生可能エネルギー 導入の推進 家庭や事業所における再生 可能エネルギー設備導入 補助件数(件、助成実績)	20	— ※休止中	20	—	
	推進体制	H28	H29	H30	R元	R2
	市、販売業者、建築業者 市民、事業所	【取組工程】				
		再生可能エネルギーの地産地消を推進				
	課題の把握・分析	今後は再エネ設備導入の効果について検証を行うとともに、 社会情勢に合わせ、市における再生可能エネルギーの 導入や活用についても引き続き検証を重ねていく。				
	⑨新庄市地球温暖化対 策協議会における情 報共有化 新庄市地球温暖化対策協議 会による普及啓発回数 (回、環境課調べ)	1	1	5	20.0	
	推進体制	H28	H29	H30	R元	R2
市、新庄市地球温暖化対 策協議会、事業所	【取組工程】					
	会員同士の情報交流推進と環境展の開催					
	課題の把握・分析	地区の温暖化対策協議会との連携による活動が中心とな っており、今後は脱炭素化社会の構築に向けた取組みを 着実に進めるためにも、市協議会独自の活動の活性化が 求められる。				



# 構 想 編

第1章 目指すべき将来像

第2章 施策体系



# 第1章 目指すべき将来像

## 1. 将来像

### 『住みよい環境』をかたちに 新庄市

人口減少・少子高齢化に伴い、暮らし方や働き方の在り方が変化し、求められるまちの姿も変わっていきます。成熟社会を迎えたいま、これまで以上に「自分らしく豊かに暮らすこと」が大切な時代となりました。

『第5次新庄市総合計画』では、新庄市ならではの「住みよさ」をかたちにし、市民一人ひとりが心の豊かさを実感できるまちを目指すため、将来像“「住みよさ」をかたちに 新庄市”を掲げています。

これを踏まえ、第4次環境基本計画における将来像を“『住みよい環境』をかたちに 新庄市”とし、豊かな自然の恵みに育まれてきた地域のさまざまな資源・宝を最大限に活かし、資源の地域内循環を進めながら、人と自然が共生する持続可能な環境にやさしい地域社会を目指します。

## 2. 基本目標

これまで「第3次環境基本計画」では、将来像の実現に向け、以下の3つの基本目標を設定し、環境の保全に努めてきました。

### 【第3次新庄市環境基本計画(2012(平成24)年3月)の基本目標】

- ①「豊かな自然環境の保全」
- ②「良好な生活環境と資源循環型社会の構築」
- ③「地球温暖化の防止に向けた低炭素化社会の構築」

今後は、新たなまちづくりの指針となる『第5次新庄市総合計画』における施策の展開と整合性を確保していくことが必要であり、振興計画の環境分野においては、次の2つの柱のもと政策を展開していくこととしています。

【第5次新庄市総合計画における目指すべき状態／10年後】

①「生活環境の保全」

自然環境の保全に対する市民の意識醸成により、良質な生活環境が維持されている。

②「循環型社会の実現」

廃棄物の再利用や再資源化が促進され、廃棄物の減量が図られている。

これらを踏まえ、本計画の基本目標として、生活環境の保全・循環型社会の実現といった環境に配慮し、市民が「住みよさ」を実感できる社会（安全・安心で美しいまち）を構築していくことを明確にし、以下の2つの基本目標を設定します。

【2つの基本目標】

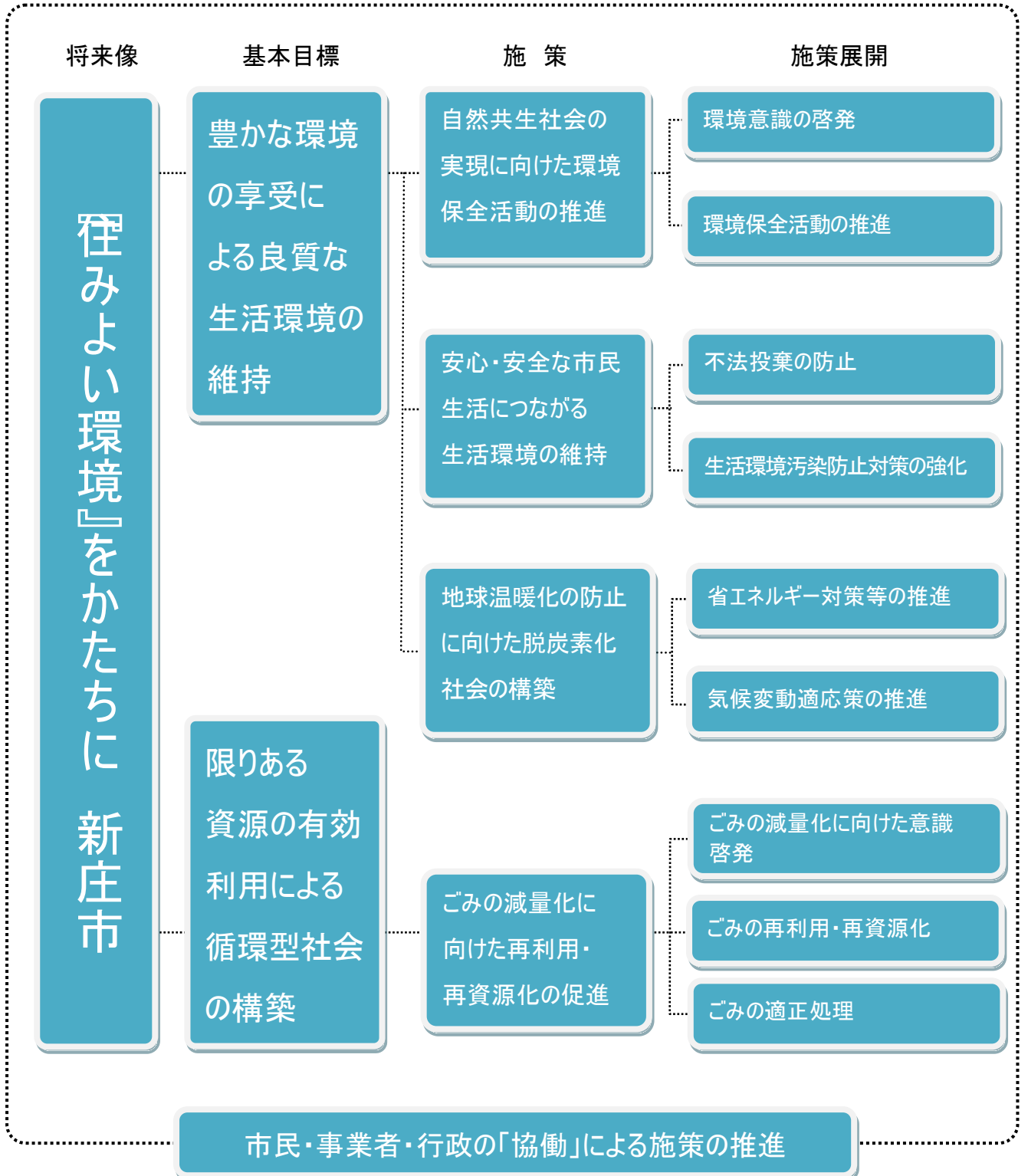
①「豊かな環境の享受による良質な生活環境の維持」

②「限りある資源の有効利用による循環型社会の構築」



# 第2章 施策体系

2つの基本目標を柱に、それぞれの目指す施策を設定し、積極的な展開を図っていきます。





# 計画施策編

目標1 豊かな環境の享受による  
良質な生活環境の維持

目標2 限りある資源の有効利用による  
循環型社会の構築



# 目標1 豊かな環境の享受による良質な生活環境の維持

## 施策1 自然共生社会の実現に向けた環境保全活動の推進

環境保全活動や環境問題に自発的・実践的に取り組む人材・団体の育成と市民の環境保全意識の醸成を図ります。また、誰もが自然に親しみながら実践できる環境プログラムを充実するとともに、環境学習に関する支援の強化に取り組みます。

豊かな自然環境の保全に留意し、経済・社会的な課題にも対応する土地利用を推進するとともに、自然環境の保全活動に総合的に取り組み、自然共生社会の実現に結び付けていきます。

### < 施策の体系 >

#### 施策1 自然共生社会の実現に向けた環境保全活動の推進

##### 施策展開1 環境意識の啓発

###### 施策展開方向

1. 環境教育・学習に必要な環境の整備
2. 環境学習の総合的な推進
3. 環境を改善・創造するリーダーの育成

##### 施策展開2 環境保全活動の推進

###### 施策展開方向

1. 地域の特色に合わせた快適環境の創出
2. 自然環境の保全と活用
3. 地域文化の創造・伝承
4. 環境の保全に資する産業活動の推進

### 関連するSDGs目標(ゴール)



## 1-1 環境意識の啓発

環境との関わりについて正しい知識と理解を深め、日常生活や事業活動において、自らが率先して環境に配慮した行動を心掛けるほか、自主的・主体的な環境の改善・創造につなげていきます。

### 1-1-1 環境教育・学習に必要な環境の整備

市民が、地域の身近な環境問題や地球環境について、講座のみならず、実践活動を通し充実して学ぶことができるような環境整備を着実に進めます。

#### 《施策メニュー》

- 環境教育に関する相談受付を広くPRするほか、出前講座の開催、貸出備品の拡充、県の「環境学習支援団体」制度の活用など、環境教育の推進に必要な機能の充実を図ります。  
(環境課)
- 本市や地域における環境教育の取り組み状況について、市広報紙やホームページ等で広く周知し、環境教育の更なる推進につなげます。(環境課)

### 1-1-2 環境学習の総合的な推進

家庭・地域・学校・職場など、様々な場面で環境保全活動につなげるため、多くの市民が参加・体験できる環境プログラムの充実を図ります。

#### 《施策メニュー》

- 地域の環境資源を学習素材として積極的に活用し、地域・学校・民間団体等と連携・協力し、地域における環境学習の活性化を図ります。(環境課・学校教育課)
- 地球温暖化、ごみ、自然と生き物、森林など、身近なものを題材とした環境プログラムを整備するとともに、地球温暖化防止活動推進員や関係機関、民間事業者と連携・協力し、多くの市民が地域で学習できる機会の充実に努めます。(環境課・関係課)
- 環境学習プログラムの企画・実践において、高校生(ボランティア等)の参画を進めます。  
(環境課・社会教育課)

### 1-1-3 環境を改善・創造するリーダーの育成

地域で実践される環境保全・改善活動がより充実するよう、地域における推進リーダーを育成し、支援していきます。

#### 《施策メニュー》

- 様々な環境学習の機会を通し、環境問題に関心のある市民を育成し、地域における実践活動へ結びつくよう取り組みます。（環境課）
- 地域で環境保全に取り組む市民・団体と情報を共有し、地域における環境保全・改善活動に活用を図ります。（環境課・社会教育課）
- 県と連携し、地球温暖化防止活動の推進役でもある「山形県地球温暖化防止活動員」を積極的に育成し、活動を支援するよう努めます。（環境課）
- 優良な取り組み事例を積極的に顕彰・紹介することにより、環境保全・改善活動に係る本市全体の意識の高揚につなげます。（環境課・関係課）

## 1-2 環境保全活動の推進

全ての市民が本市の優れた優れた自然環境の恵みを受け続けられるよう、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるよう、自然環境の適切な保全及び整備を図っていきます。

### 1-2-1 地域の特色に合わせた快適環境の創出

奥山・里山・水田・市街地それぞれの地域にあった快適環境を形成し、自然や歴史・風土を大切に土地利用を推進します。

奥山や里山については、自然に親しみ、田園空間に相応しい景観の形成、市街地においては、緑の創出を図り、賑わいのある快適環境づくりを推進します。

#### 《施策メニュー》

- 自然や文化遺産を大切に土地利用のあり方を検討していきます。（関係課）
- 地域づくりと一体となった景観等、優れた環境資源の調査に取り組みます。（関係課）
- 遊休農地等の再活用を図り、里地里山の保全につなげます。（農林課）
- 都市公園の整備と適正な維持管理に努め、その利用を促進します。（都市整備課）
- 地域住民と連携・協力し、都市公園等の環境保全、美化運動を推進します。（都市整備課）
- 河川愛護活動団体等による継続的な河川の環境保全、美化活動を推進します。（都市整備課）
- やまがた緑環境税等を活用し、荒廃の恐れのある人口林等の整備に取り組みます。（農林課）
- 企業、市民団体等、多様な主体による森づくりに取り組みます。（農林課）

### 1-2-2 自然環境の保全と活用

貴重な動植物が生息できる豊かな自然環境については、動植物の保護も含め、人の手による破壊など問題がないように関係機関と十分協議しながら保全に努めていきます。

動植物の生息環境としてだけでなく、人と自然の触れ合える空間や水資源や木材資源の供給の場として、豊かな自然環境の活用を図ります。

#### 《施策メニュー》

- 貴重な動植物については、関係機関と十分協議し保全に努めます。（環境課・関係課）
- 地域住民や市民団体との連携・協力により、動植物の生息状況の調査と生育地の保全対策に継続的に取り組み、自然に対する意識の高揚を図ります。（環境課・関係課）
- 生態系の保護活動を行う市民団体等と連携・協力し、人間の活動に伴って意図的・非意図的に持ち込まれた特定外来生物の対策を推進します。（環境課・関係課）
- 豊かな自然環境の指標であるツキノワグマ等の野生鳥獣については、県や地元猟友会等と連携・協力し、生息数の調査や必要に応じた個体数の調整等を行い、長期的な地域個体群の安定化につなげます。（環境課・農林課）
- 鳥獣被害による農林水産業等に係る被害の防止のため、被害対策実施隊による計画を実施します。（農林課）
- 地元猟友会との連携・協力により、野生鳥獣による人身被害の未然防止と狩猟の適正化及び鳥獣保護の普及啓発に努めます。（環境課）
- 野生鳥獣の保護・管理を行う地元猟友会に対する支援を行います。（環境課・農林課）

### 1-2-3 地域文化の創造・伝承

本市の宝、地域のシンボルである歴史・文化遺産、環境資源については、必要に応じた保存と地域に活力を生み出す貴重な資源として、活用を図っていきます。その保存と活用については、地域住民や市民団体との連携・協力により推進していきます。

#### 《施策メニュー》

- 文化財の保全と活用を図ることのできる人材の育成に努めます。（社会教育課）
- 住民参加型の文化財の保護活動を推進します。（社会教育課）
- 地域の有形無形の魅力を掘り起こし、磨き上げる地域づくりを支援します。（社会教育課・総合政策課）
- 地域の歴史・風土を学ぶ機会の充実・提供に努めます。（社会教育課・学校教育課）
- ふるさと学習など、地域に引き継がれてきた歴史や伝統文化を子どもたちへ継承する取り組みを推進します。（社会教育課・学校教育課）

#### 1-2-4 環境の保全に資する産業活動の推進

民産学官が情報の共有も含め一体となり、循環型産業の形成と振興を図ります。

自然の生態系や社会環境への負荷を極力抑えるよう、環境への配慮を促し、環境にやさしい産業の発展を目指します。

農地の活用と環境保全型農業の推進については、農地の持つ機能を高めるために、農地の保護を推進するとともに、環境学習の場としても活用を図ります。

地域資源を活用した体験によるグリーン・ツーリズムを推進し、農村地域の豊かな自然との触れ合いを通じて、自然環境の保全と観光振興につなげます。

#### 《施策メニュー》

- 県と連携し、事業創出のための産学交流等の情報の共有・提供を積極的に行うほか、山形県リサイクル認定製品等の普及促進を通し、販路の拡大に努めます。（環境課・商工観光課）
- 事業者の環境教育をサポートする体制の整備を推進します。（環境課）
- 環境に配慮したエコビジネスによる産業振興のあり方を、市民・事業所・行政等が一体となって模索していきます。（環境課・商工観光課）
- 農地や農業用水等、農村環境の適切な維持・保全を図るため、農家を主体とする集落の共同作業を継続・支援し、農村地域の活性化につなげます。（農林課）
- 地域固有の自然資源を活用した体験型・滞在型観光を推進していきます。（商工観光課）

WCS（ホール クロップ サイレージ）  
稲自体を丸ごと（お米もワラも）飼料とする  
牛用の餌（生産過程には牛糞を堆肥として利用



## 施策2 安心・安全な市民生活につながる生活環境の維持

ポイ捨てや不法投棄の多い地域を対象とし重点的な取り組みを実施するとともに、引き続き、マナー向上・法令順守に向けた取り組みを継続していきます。

公害発生の防止活動や環境美化活動を推進し、清潔で安心・安全な生活環境の維持に努めます。

### <施策の体系>

#### 施策2 安心・安全な市民生活につながる生活環境の維持

##### 施策展開1 不法投棄の防止

###### 施策展開方向

1. マナー・モラル向上の啓発活動
2. 不法投棄監視体制の強化
3. 環境美化活動の推進

##### 施策展開2 生活環境汚染防止対策の強化

###### 施策展開方向

1. マナー・モラル向上の啓発活動
2. 身近な公害問題への取り組み
3. 公害を未然に防ぐ監視体制と公害発生時における対応の強化
4. 原子力発電所の事故に伴う放射線対策

### 関連するSDGs目標(ゴール)



## 2-1 不法投棄の防止

監視指導の強化により廃棄物の適正処理を推進するとともに、公衆衛生に関するマナー・モラルの向上に向けた啓発活動を推進します。

### 2-1-1 マナー・モラル向上の啓発活動

「不法投棄をしない、させない」といった意識づくりを図り、きれいなまちづくりを推進します。

#### 《施策メニュー》

- 市報やホームページ等で定期的に不法投棄の現状を知らせます。（環境課）
- ポイ捨てをはじめとしたごみ問題等を身近な題材として環境教育に取り組みます。（環境課）

### 2-1-2 不法投棄監視体制の強化

関係機関と連携・協力し、依然として後を絶たない不法投棄についての監視体制を強化します。

#### 《施策メニュー》

- 衛生組合連合会と連携・協力し、不法投棄の監視体制を強化します。（環境課）
- のぼり旗の設置等、地域との連携・協力による監視体制を強化します。（環境課）
- 県と連携し、定期的なパトロールの実施や原状回復の作業を行います。（環境課）
- 不法投棄の常習箇所となっている土地所有者に適切な管理を求めます。（環境課）
- 不法投棄について、投棄者には適切な指導を実施していきます。（環境課）

### 2-1-3 環境美化活動の推進

地域・学校・事業所などと連携・協力した環境美化活動を推進し、地域の環境保全と意識の向上を図ります。

身近な環境資源である河川については、河川ごみの問題も含め、改めて河川環境の把握に努め、身近な環境学習の機会とします。

ペットの飼育に関する問題について、解決に向けた取り組みを継続します。

#### 《施策メニュー》

- 町内会・学校・事業所において、身近な地域のごみ拾い等の環境美化活動を実施します。（関係課）
- 県河川愛護デーも含め、より多くの市民が参加する河川清掃の機会を設定します。

（都市整備課）



- 環境教育の実践として河川ごみ等の調査に取り組み、市民に対し、河川環境の保全について啓発を図ります。（環境課）
- 環境美化活動を実践する地域や市民団体について、その取組みを広く紹介し、市全体で環境保全の意識の向上につなげます。（環境課・関係課）
- 河川愛護活動団体など、地域で環境美化活動を実践する市民団体の支援に努めます。  
（環境課・都市整備課）
- ペットや地域ネコの問題については、適正な飼育・扱いについて啓発活動を継続するほか、保健所と連携し、必要に応じて適切な指導を行います。（環境課）

## 2-2 生活環境汚染防止対策の強化

家庭や事業所における適切な排水処理に努め、河川や地下水の水質悪化を防ぎます。また、大気汚染・悪臭・水質汚濁・土壌汚染などの公害について、関係機関との連携のもと、公害発生を防止する監視・指導体制を強化します。

### 2-2-1 マナー・モラル向上の啓発活動

地域・事業所と連携・協力し、あらゆる公害の発生防止に必要な周知を図っていきます。

#### 《施策メニュー》

- 環境への負荷が小さい製品の購入や使用について啓発していきます。（環境課）
- 県等と連携し、油流出事故・野焼き等の身近な公害については、未然防止につながる啓発活動を実施していきます。（環境課）

### 2-2-2 身近な公害問題への取り組み

小さな公害問題が大きな公害へとつながりかねないため、地域の理解と協力を得ながら、必要に応じて適切な改善を図っていきます。

#### 《施策メニュー》

- 公共下水道においては計画に沿った整備と、農業集落排水処理施設においては、早期の接続を進め、それぞれの普及率向上に努めます。（上下水道課）
- 公共下水道や農業集落排水処理施設が当面未整備の地域においては、合併処理浄化槽の導入や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。（上下水道課）
- 油流出事故・野焼き等の身近な公害については、適切な対応と指導を実施していきます。  
（環境課）

### 2-2-3 公害を未然に防ぐ監視体制と公害発生時における対応の強化

公害の発生源については、あらゆる場合が想定されることから、県・事業等と連携し、公害発生の未然防止につながる取組みを強化していきます。

#### 《施策メニュー》

- 事業者と公害防止協定、環境保全協定を結び、公害や環境汚染の未然防止に努めます。  
(環境課・関係課)
- 市民に対する迅速な情報提供等により、健康被害の未然防止に努めます。(環境課)
- 産業活動を発生源とする公害については、国・県など関係機関と連携を図り、環境基準を遵守するよう規制指導を強化します。(環境課・関係課)

### 2-2-4 原子力発電所の事故に伴う放射線対策

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の影響は相当長期間継続することから、県と連携し、その影響が収束するまでの間継続して監視を行います。

#### 《施策メニュー》

- 通常時の測定結果を必要に応じて市のホームページ等で公表します。(環境課)
- 汚染状況に応じて除染対策や風評被害の防止対策を講じ、市民生活の安全・安心の確保を図ります。(環境課)



市衛生組合連合会 花いっぱい運動

### 施策3 地球温暖化の防止に向けた脱炭素化社会の構築

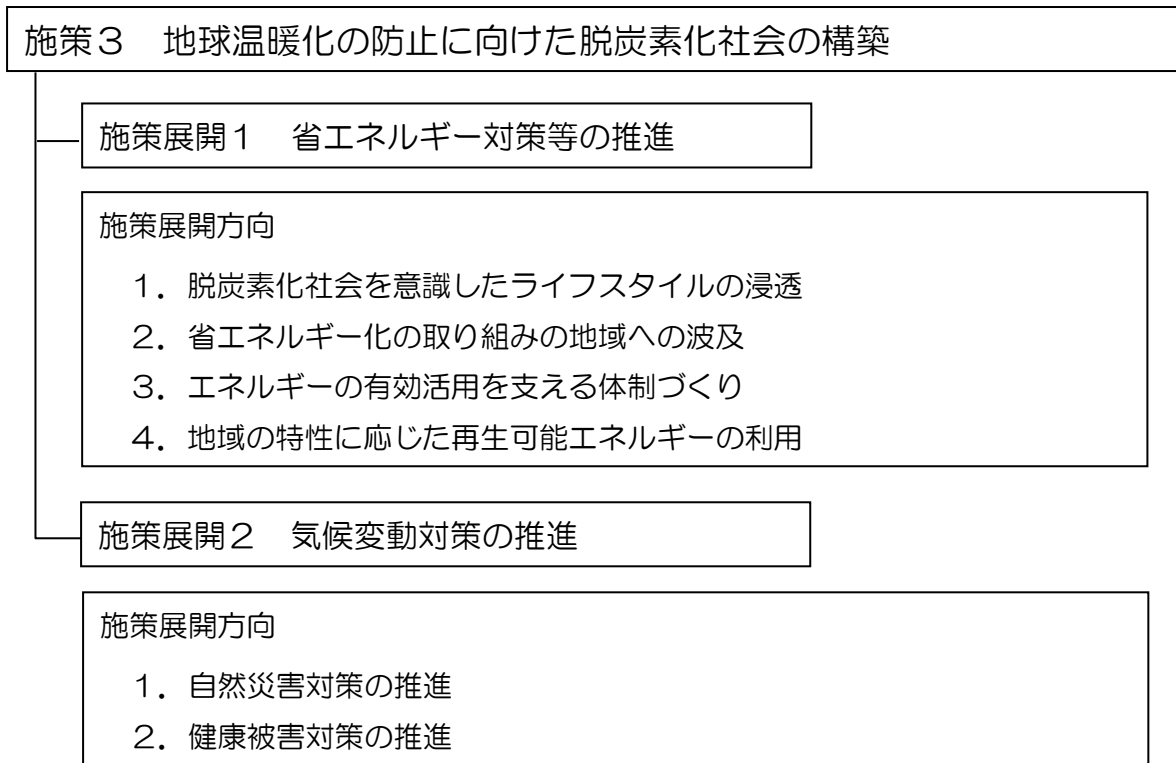
東日本大震災の発生により、日本におけるエネルギー政策と、その表裏一体である地球温暖化への取り組みについては大幅な見直しを迫られることとなりました。

本市においても、大規模災害発生に伴う停電や電力の需要逼迫に備えるため、GND（グリーンニューディール）基金を活用した公共施設への太陽光発電設備の再生可能エネルギー設備の導入に加え、県と連携し、一般家庭や事業所への設備導入についても取り組んできました。

また、国では、「今世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること」を目標に掲げた、COP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）での「パリ協定」の実現に向けて、全国の地方自治体に対し、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の推進を呼びかけるなど、電力確保の多寡のみならず、省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図り、地球環境に配慮した行動が脱炭素化社会の実現に必要不可欠です。

その他、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」に加え、今後は、地球温暖化の影響に備える「適応策」への取り組みも必要となってきます。

#### < 施策の体系 >



#### 関連するSDGs目標(ゴール)



### 3-1 省エネルギー対策等の推進

東日本大震災以降高まった省エネルギーの考え方を優先させる生活様式について、引き続き浸透を図るとともに、脱炭素化社会の構築に向け、市の事務事業のほか、家庭や事業所におけるエネルギー利用効率の高い機器について情報提供を通し、利用促進について啓発等を行うとともに、地域における温室効果ガス削減に向けた取り組みを具体的に始めます。

また、これまで導入してきた再生可能エネルギー設備の効果等を検証し、地域性に応じた再生可能エネルギー政策の在り方について協議・検討を重ねます。

#### 3-1-1 脱炭素化社会を意識したライフスタイルの浸透

2020（令和2）年6月公表の県における温室効果ガスの排出量（2017（平成29）年度）は、廃棄物発電により廃プラスチック類の焼却量が増加したことから、廃棄物部門では基準年度を上回りましたが、それ以外の部門では基準年度を下回り、総排出量としては962.8万tで、基準年度排出量：1,101.9万tより49.1万t減少（▲4.9%）となっています。また、環境省より情報が公開されている「自治体排出量カルテ（簡易版）」では、本市区域における温室効果ガス排出量が推計されており、最新版（2017（平成29）年度）における総排出量は約27万tで、前回（2013（平成25）年度）推計値：約29.8万tより2.8万t減少（▲9.4%）となっています。今後も確実に地球温暖化を防止するためには、より一層継続した削減が必要であり、日常のライフスタイルも省エネルギー型のものに転換していくことが求められます。

##### 《施策メニュー》

- 家庭でできる省エネルギー対策のメニュー等を市報等で広く紹介します。（環境課）
- エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動をより推進します。（環境課・関係課）
- グリーンマークやエコマーク商品、県リサイクル認定製品、省エネ家電製品など、環境に配慮した商品とその使用について、積極的な情報発信を行います。（環境課）

#### 3-1-2 省エネルギー化の取り組みの地域への波及

家庭における地球温暖化防止の取組みを地域や事業所に広げ、市民・事業所・行政が一体となって省エネルギー対策に取り組み、脱炭素化に向けて行動します。

##### 《施策メニュー》

- 事業所の環境に配慮した取組みを促進するエコアクション21や県独自の取組みを加えた山形エコアクション21の取得を奨励し、省エネルギー化も含む環境経営を推進させます。（環境課・関係課）
- 市公共施設・事業所における省エネ診断を定期的実施し、エネルギーの合理的な使用を目指します。（環境課・関係課）

- 防犯灯のLED化等、地域における省エネルギー化に取り組みます。（環境課・関係課）
- 地球温暖化防止活動推進員を活用した環境教育や省エネ関連セミナー等を開催し、地球温暖化対策に関する意識の醸成と行動の拡大を図ります。（環境課）
- 省エネ改修への支援に必要な情報提供を積極的に行います。（環境課・関係課）
- エコドライブ教室等の開催による意識啓発を定期的に行います。（環境課）
- 省エネルギーの取り組みが顕著な事業所について広く広報等で紹介します。（環境課）

### 3-1-3 エネルギーの有効活用を支える体制づくり

地球温暖化防止の取り組みを地域や事業所に広げ、市民・事業所・行政が一体となり、効率的・総合的に、脱炭素化社会の構築に向けた地球温暖化防止の取り組みを推進します。

#### 《施策メニュー》

- 県と連携し、地球温暖化防止活動推進等の地球温暖化防止活動を推進するための人材の育成について積極的に取り組みます。（環境課）
- 新庄市地球温暖化対策協議会及び県・最上地区協議会と連携し、地球温暖化の防止活動について、積極的に取り組みます。（環境課・関係課）
- 「新庄市地球温暖化防止実行計画」（事務事業編）にもとづき、率先して市の事務事業における地球温暖化防止に努めていきます。（環境課・関係課）
- 市民・事業者を含めた地域の温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めるため、「新庄市地球温暖化防止実行計画」（区域編）の策定について、有効性・実効性も含め、協議・検討を行います。（環境課・関係課）

### 3-1-4 地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用

災害リスクなどに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくため、地域の特性に応じた分散型のエネルギー供給体制の在り方について、協議・検討を重ねていきます。

#### 《施策メニュー》

- 再生可能エネルギーの導入を牽引してきたGND（グリーンニューディール）基金事業の導入実績を検証し、今後も機会を捉え、国庫補助制度等を活用するなど、公共施設等への導入を図ります。（環境課・総合政策課）
- 一般家庭や事業所への再生可能エネルギー設備導入の補助制度は休止していますが、これまでの導入実績を検証し、再生可能エネルギーの普及・活用の可能性について、改めて協議・検討を重ねていきます。（環境課・関係課）
- 木質バイオマス発電事業におけるエネルギーの地産地消など民間事業者の取り組みについて情報を共有するほか、県や市民団体が再生可能エネルギーをテーマにして実施する事業を支援し、本市のエネルギー政策等に生かします。（環境課・関係課）

### 3-2 気候変動対策の推進

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業等の他分野とも連携し、地球温暖化の影響に備える「適応策」について取り組みます。

#### 3-2-1 自然災害対策の推進

気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、各分野における気候変動の適応策に取り組みます。

##### 《施策メニュー》

- 気候変動による地域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方について周知を図ります。（環境課）
- 予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、ハザードマップの周知等を活用し、市民の防災意識の向上を図ります。（環境課）
- 高温化に適応した農作物の栽培方法や品種の情報収集を行います。（農林課）

#### 3-2-2 健康被害対策の推進

熱中症や感染症等、健康被害への対策について取り組みます。

##### 《施策メニュー》

- 熱中症の発生を抑制するため、市のホームページ等を活用した注意喚起や熱中症の情報提供を迅速に行うほか、関係機関と連携し、高齢者や幼児等対象者に対する見守りや声がけに取り組みます。（環境課・関係課）
- 市内の公共施設や事業所をクールスポット（涼み処）として設定するなど、休息箇所としての利用を促進します。（環境課・関係課）
- デング熱等、病原体を保有する蚊など感染症媒介物の発生源対策について啓発を行います。（環境課・健康課）



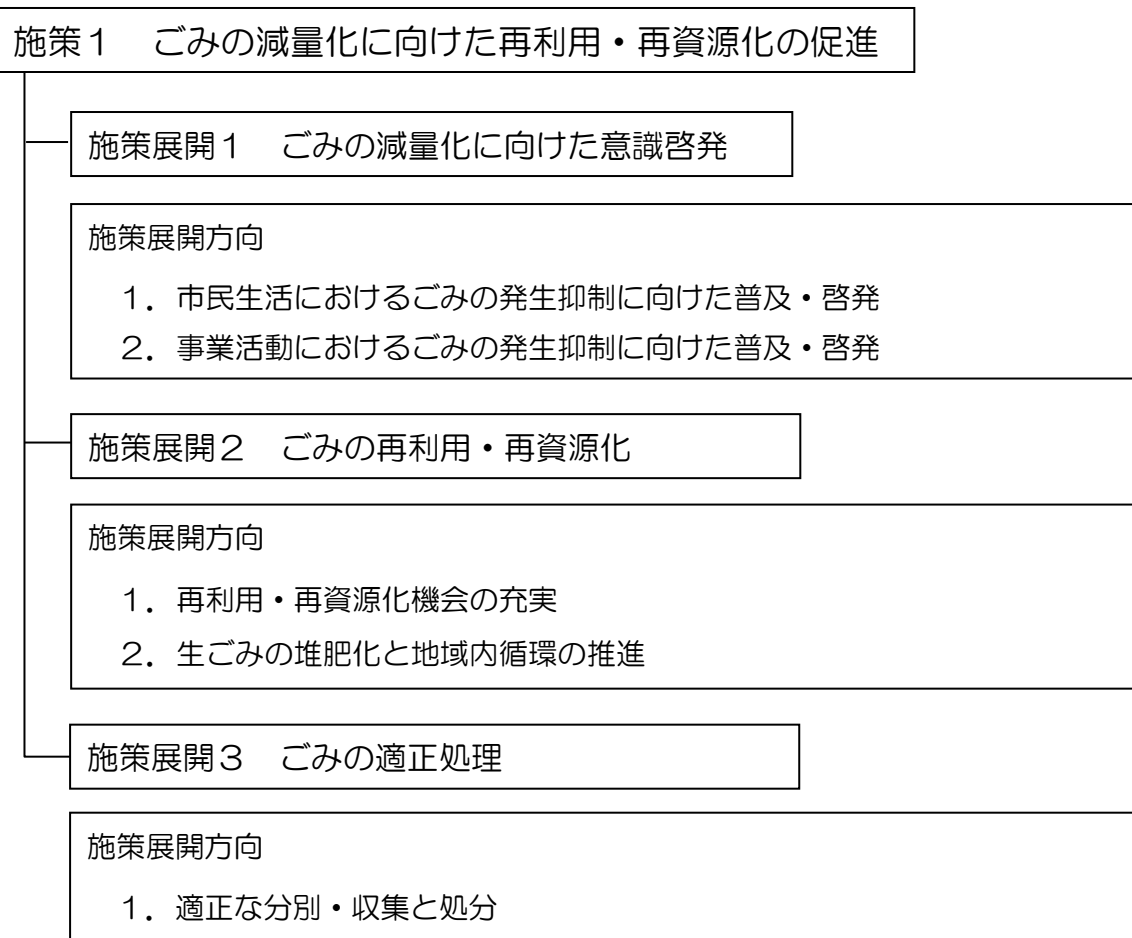
## 目標2 限りある資源の有効利用による循環型社会の構築

### 施策1 ごみの減量化に向けた再利用・再資源化の促進

ごみの減量化と再利用・再資源化については、廃棄物の抑制／Reduce（リデュース）、再使用／Reuse（リユース）、再生利用／Recycle（リサイクル）による“3R”に積極的に取り組むことにより、廃棄されるものを最小限に抑え、環境負荷の極めて少ない循環型社会の構築を目指します。

また、近年多発する豪雨災害等による発生する災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、廃棄物の適正な処理について、継続して取り組みます。

#### <施策の体系>



#### 関連するSDGs目標(ゴール)



## 1-1 ごみの減量化に向けた意識啓発

廃棄物処理の正しい知識の普及とごみの減量化のための啓発をはじめとして、環境負荷の少ない循環型社会の構築に努めます。

排出される廃棄物においては、ごみ処理基本計画の見直しの中で分別収集の徹底を推進し、適正処理を図ります。

### 1-1-1 市民生活におけるごみの発生抑制に向けた普及・啓発

ごみを作らないライフスタイルを通し、ごみの発生抑制対策を検討していきます。

#### 《施策メニュー》

- ものを大切にし、ごみを減らす（リデュース）、使えるものは繰り返し使う（リユース）、不用になったら資源として再生利用する（リサイクル）といった3Rの取り組みについて、改めて普及・啓発に努め、環境教育のテーマとして生かします。（環境課）
- レジ袋有料化の動きと合わせ、マイバッグの持参・活用について、改めて普及・啓発に努めます。（環境課）
- 食品ロスとされる食べ残しや余分な食材を減らすため、全国おいしい食べきりネットワーク協議会との連携による食べきり運動の普及・啓発に努めます。（環境課）
- 生ごみについては、水切りや手絞り、臭いの少ない野菜くずにおいては乾燥するなどの減量化の普及・啓発に努めます。（環境課）
- リサイクル製品やエコマーク製品等のグリーン購入の普及・啓発に努めます。（環境課・関係課）

### 1-1-2 事業活動における排出ごみの抑制に向けた普及・啓発

ごみを作らないビジネススタイルを通し、ごみの発生抑制対策を検討していきます。

#### 《施策メニュー》

- 市内企業へのアンケートを通し、事業活動におけるごみ処理、再資源化の現状を把握し、自主的な環境管理の一環として、3Rによるごみの発生抑制について普及・啓発に努めます。（環境課）
- リサイクル製品やエコマーク製品等のグリーン購入や製品等の長期使用について普及・啓発に努めます。（環境課）
- ごみの排出事業者及び廃棄物処理事業者に対し、必要に応じた監視・指導を行います。  
(環境課)



## 1-2 ごみの再利用・再資源化

循環型社会の構築に向けて、不必要な資源の利用を抑えるとともに、排出されたごみについては、可能な限り資源として活用していきます。また、生ごみの堆肥化による再資源化と活用による地域内循環を推進します。

### 1-2-1 再利用・再資源化機会の充実

環境教育の一環ともなる地域が主体となった資源回収やスーパーでの店頭回収等、再資源化の機会を充実させ、市民・事業者・行政が一体となった分別収集と再資源化、適正処理を推進します。

#### 《施策メニュー》

- びん・缶・ペットボトル等、資源ごみの分別収集をより一層推進し、ごみの減量化・再資源化、適正処理をより推進させます。（環境課）
- 定住自立圏形成に基づくごみ減量化・再資源化施策として、食品トレーリサイクルシステム「新庄・もがみ方式」の新庄・最上圏域全体での普及・拡大を図ります。（環境課）
- 新庄ハートシール事業を推進し、小型家電類の回収強化を継続します。（環境課）
- 可燃ごみの湿重量(焼却前重量の推計値)3～4割を占める紙ごみの再資源化を図るため、資源化に向けた啓発様々な回収機会の拡大を図ります。（環境課）
- 地域における環境教育の場、循環型社会の取り組みとして、リサイクルにこここ運動を通し、集団回収事業の普及と環境整備に努めます。（環境課）
- 市衛生組合連合会と連携し、エコすく資源回収プロジェクトを推進し、古紙と小型家電類の回収強化につなげます。（環境課）
- 市内の資源回収事業者との協力・連携（協働）により、市民による古紙・金属類の持込み機会を充実させます。（環境課）
- 国が制定した「プラスチック資源循環戦略」の動きに応じた廃プラスチック類の資源化等、新たな再資源化の取り組みについて、最上広域市町村圏事務組合も含めた新庄最上定住自立圏の枠組みにおいて協議・検討を重ねていきます。（環境課）

### 1-2-2 生ごみの堆肥化と地域内循環の推進

可燃ごみの湿重量（焼却前重量の推計値）3～4割を占める生ごみの堆肥化による再資源化と地域内での活用を図り、地域内での循環型社会構築の一助とします。

《施策メニュー》

- 生ごみ堆肥化のための生ごみ回収に参加する世帯・事業所数を維持し、安定した回収量の確保に努めます。（環境課）
- 生ごみ堆肥化について、市衛生組合連合会を窓口にした町内会での植栽活動やまゆの郷（産直）出品農家において活用する等、食と農、環境を結び付ける地域内での循環型社会構築の取り組みとして維持・継続します。（環境課・農林課）
- 市衛生組合連合会における補助事業を活用し、生ごみ処理容器や生ごみ処理機による生ごみの資源化・堆肥化について情報提供を行います。（環境課）

1-3 ごみの適正処理

広報や啓発活動による分別を徹底し、回収から処分・再資源化までを適正に行います。

最上広域市町村圏事務組合と連携・協力し、ごみ処理施設の安定した稼働と適正な管理運営に努めます。

1-3-1 適正な分別・収集と処分

広報、啓発、直接的な指導による分別の徹底を図り、収集運搬体制とごみ処理施設の稼働能力を維持・継続させることにより、適正なごみ処理につなげます。

《施策メニュー》

- 分別の徹底を図るため、分かりやすいリーフレットの作成や市の広報紙やホームページ等でごみに関する情報を掲載し、適正な分別につながる環境づくりを行います。（環境課）
- スーパーの店頭における呼びかけや指導など、分別におけるマナーの徹底を図るための啓発活動を推進します。（環境課）
- ごみ処理の実情に合わせ効率的な収集運搬体制を目指します。（環境課）
- ごみ出しが困難な状況にある市民への対応など、より実態に即した収集方法について検討します。（環境課・成人福祉課）
- ごみの排出抑制、再資源化も含めたごみ削減に向けた取り組みを総体的に推進し、ごみ処理施設の延命化と管理運営に係る経費の削減に努めます。（環境課）
- 新たな再資源化やごみ減量化の取り組みについて、最上広域市町村圏事務組合も含めた新庄最上定住自立圏の枠組みにおいて協議・検討を重ねていきます。（環境課）
- 新型コロナウイルス等感染症の発生時に排出される使用済みティッシュやマスク等、コロナウイルスが付着している恐れのあるごみの排出マナーの周知啓発や感染症蔓延時に備えた一般廃棄物処理事業者の事業継続計画を整備します。（環境課）
- 災害廃棄物処理基本計画を整備し、災害時に発生した廃棄物の適正な処理に努めます。（環境課）

# 計画実施編

第1章 市民・事業者・行政の「協働」による施策の推進

第2章 計画前半期間で特に力を入れて取り組む施策

第3章 計画の推進方策



## 第1章 市民・事業者・行政の「協働」による施策の推進

本計画の各種施策を推進し、本市が目指す“「住みよさ」をかたちに 新庄市”という将来像を実現するためには、行政だけの力で実現し得るものではありません。市民・事業者と行政が共通認識のもと、それぞれの役割（配慮）に応じて積極的に取り組むとともに、必要に応じ連携・協力し、一体となり「協働」していくことが、本市の掲げる理念を実現するための第一歩であることには違いありません。

ここでは、施策を推進するため、市民・事業者・行政の各主体において、それぞれがどのような役割を果たすべきかを示します。

### 1. 「市民」の役割

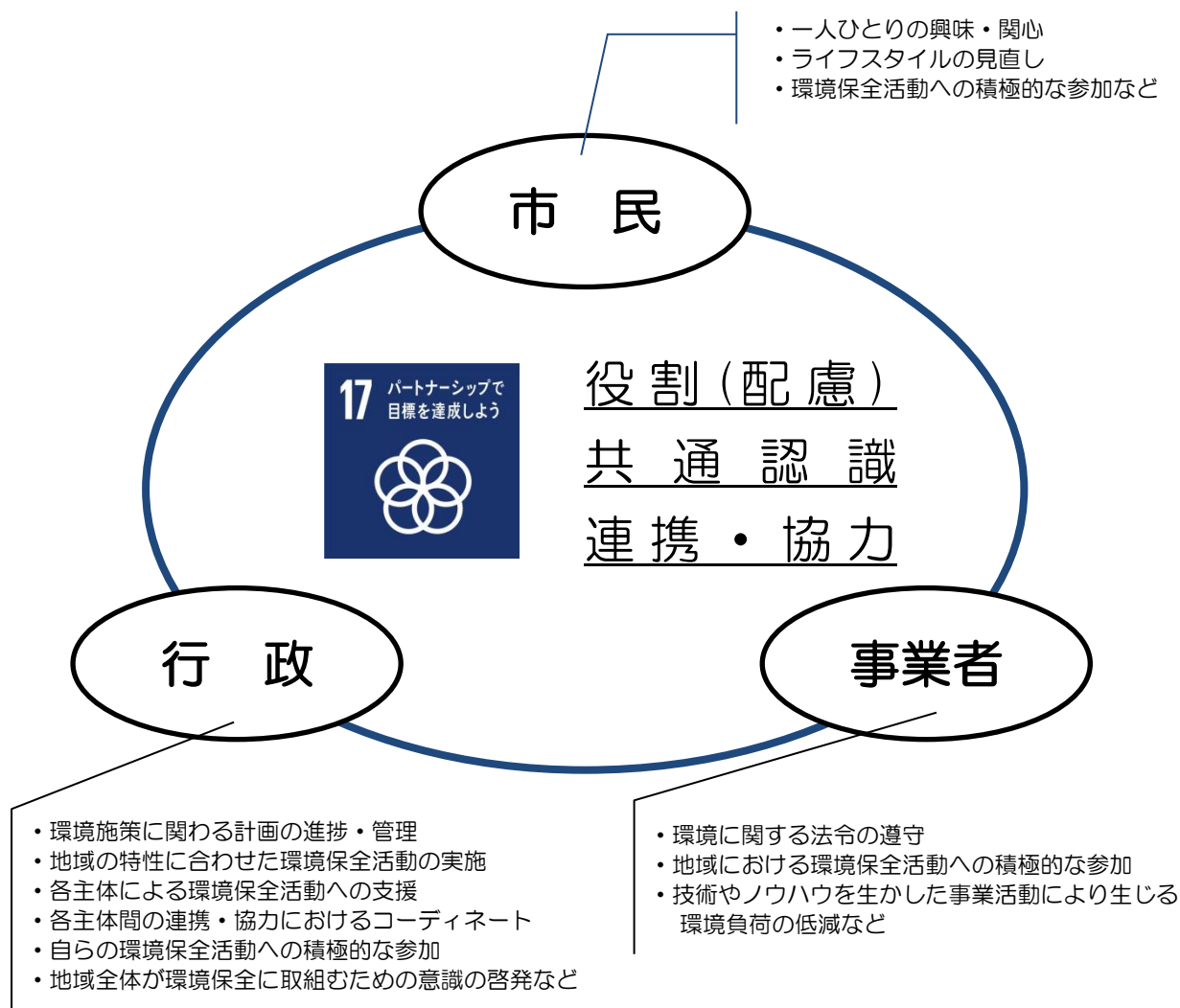
- 日常生活に起因する環境への負荷が増大している中、地域の環境や地球環境を保全していくため、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、環境への負荷の少ないライフスタイルを見直します。
- 市民一人ひとりが環境に関する知識と理解を深め、環境問題を自分の問題として考え、環境負荷の低減に向け、自ら行動し、できることから取り組んでいきます。
- 環境美化運動やリサイクル運動など地域で行われる環境保全活動に積極的に参加し、豊かな自然環境を再確認するとともに、安心・安全な生活環境を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

### 2. 「事業者」の役割

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、環境への負荷の少ない仕組みへと移行していくため、循環型社会の構築に向けて積極的に取り組みます。
- 法令を守るとともに、事業者のもつ技術やノウハウを生かしながら、様々な事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に向けた取り組みを実践していきます。
- 環境負荷の低減と効率的なエネルギー使用等に向けた環境マネジメントシステムを自主的に導入するとともに、事業者の社会的責任という観点から、地域における環境保全活動等への積極的に参加します。

### 3. 「行政」の役割

- 県や市民、事業者等の各主体と連携し、基本計画のもと、各施策に取り組むとともに、地域の特性に応じた環境保全の取り組みを進めます。
- 環境保全に向けた仕組みづくりを進めていくための環境基本計画や、環境負荷の低減を図るため環境保全に係る関連計画の進捗・管理を行います。
- 各主体が率先して取り組む地域の環境保全活動を支援することによって、各主体間における情報の共有や連携・協力を図ります。また、自らも事業者及び消費者として、地域全体の環境保全に対し責任を果たします。
- 各施策の取組み状況を積極的に公表することにより情報の共有化に努め、地域全体が環境保全に取り組むための意識の啓発・向上に努めます。



## 第2章 計画前半期間で特に力を入れて取り組む施策

2011（平成23）年の地方自治法の改正により、総合的なまちづくりの指針となる基本構想については法律上の策定義務がなくなり、各自治体の判断に委ねられることとなりました。

しかし、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴う負担増加、経済活力の低下などの諸問題の解決が急務となっています。

本市では、これまで将来を見据えた財政計画のもと、厳しい財政状況にあっても、安全かつ良質な公共サービスを提供してきました。

今後、地方分権の推進により、複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、これまで以上に地域特性を生かした総合的なまちづくりと効果的かつ効率的な行政運営が求められており、従来以上に自治体はそれぞれの地域の特性やニーズに応じ、自らの責任で主体的に行動しなければなりません。

『第5次新庄市総合計画』（令和3年度～令和12年度）においては、基本計画、実行計画及び予算の連動性を高めること、厳しい財政状況における目標を明確にすること、行政評価手法の見直しを図り、事業の達成度を検証することなどにより、成果を重視した行政運営を行うとしています。

本計画においても、上述の状況を鑑み施策の重点化を図ることにします。特に力を入れて取り組んでいく施策（重点施策）を選択し、重点施策毎に具体的な数値目標を設定し、毎年度評価を加えながら進捗状況を管理していくこととします。

重点施策の目標年次は、計画の前半期間2021（令和3）年度から2025年度までの5年間とします。前半の進捗状況を評価し、計画を見直しするとともに後半期間の重点施策を設定することとします。

重点施策は次の3つの基準で選択します。（重点施策は次ページ以降に掲載）

- ①『第3次環境基本計画』の重点施策の中から、本市における環境施策として継続すべきとした項目については引き続き重点施策とする。
- ②『第5次新庄市総合計画』における、まちづくりの柱（生活環境）・分野（環境保全）に係る小施策の成果指標の目標値と整合性を図り重点施策として用いる。
- ③『第4次環境基本計画』の推進で特に必要な項目を新たな重点施策として設定する。

<重点施策一覧(令和3年度～令和7年度)> NO.1

項目 (施策方針)	内容 (重点的な取り組み)	現状		数値目標		最終目標		施策展開
		(R1年度末)		(R7年度末)		(R12年度末)		施策展開方向
自然共生 社会の実 現に向け た環境保 全活動の 推進	①環境教育プログラ ムの充実  環境保全をテーマにし たセミナーや出前講座 の開催回数(回/年)	3回		10回		15回		環境意識の 啓発  環境学習の 総合的な推 進
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7		
	環境課	【取り組み工程】						
	関係課	関係課・市民団体における環境教育プログラムの整備						
	市民団体・地域等	地域や学校等、各実施主体への広報、実施主体による実践						
	②環境保全団体の 育成  学校や地域で環境教育 を実践できる団体数 (団体/述べ)	7団体		11団体		15団体		環境意識の 啓発 環境を改 善・創造する リーダーの 育成
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7		
	環境課	【取り組み工程】						
	関係課	関係課・関係機関への照会、取りまとめ						
	市民団体・地域等	人材リストの公開、活用についての広報						
安心・安全 な市民生 活につな がる生活 環境の維 持	③公害の発生防止と 汚染の拡大防止  家庭や事業者が原因と なる主な公害等(大気汚 染・水質汚濁・騒音・悪 臭)の発生件数(回/年)	24件		20件		17件		生活環境汚 染防止対策 の強化  マナー・モラ ル向上の啓発 活動/身近な 公害問題への 取り組み
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7		
	環境課	【取り組み工程】						
	事業者	公害の発生防止に向けた啓発活動						
市民等	公害発生時における迅速かつ適切な対応							

<重点施策一覧(令和3年度～令和7年度)> NO.2

項目 (施策方針)	内容 (重点的な取り組み)	現状 (R1年度末)		数値目標 (R7年度末)		最終目標 (R12年度末)		施策展開
		施策展開方向						
地球温暖化の防止に向けた脱炭素化社会の構築	④地球温暖化防止対策に向けた啓発活動の推進	2回		6回		8回		省エネルギー対策の推進
	地球温暖化防止に向けた啓発活動等の開催回数(回/年)	脱炭素化社会を意識したライフスタイルの浸透						
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7		
	環境課	【取り組み工程】						
	関係機関	地球温暖化対策に係る情報収集・整理						
	市民団体等	市の広報や関係機関・市民団体等と連携した啓発活動の実施						
	⑤事業所における省エネ診断の実施	—		5件		10件		省エネルギー対策の推進
	市内事業所を対象とした(一財)省エネルギーによる省エネ診断の実施件数(件/年)	省エネルギー化の取り組みの地域への普及						
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7		
	環境課	【取り組み工程】						
関係課	省エネルギー診断制度の周知・PR							
関係機関	省エネルギー診断の実施、検証結果の公表/企業の協力の下							
事業者								
⑥LED防犯灯の普及促進	77.8%		94.9%		100%		省エネルギー対策の推進	
町内会所有の蛍光灯や水銀灯による防犯灯(3,802灯)のLED化普及率(%)	省エネルギー化の取り組みの地域への普及							
推進体制	R3	R4	R5	R6	R7			
環境課	【取り組み工程】							
地域	省エネルギー対策としての周知・PR							
	補助制度の継続							



<重点施策一覧(令和3年度～令和7年度)> NO.3

項目 (施策方針)	内容 (重点的な取り組み)	現状 (R1年度末)		数値目標 (R7年度末)		最終目標 (R12年度末)		施策展開	
								施策展開方向	
ごみの減量化に向けた再利用・再資源化の促進	⑦事業所におけるリサイクル活動の推進  目標値を設定しリサイクルに取り組んでいる事業所数(対象:中核工業団地65企業) (事業所/延べ)	—		20事業所		40事業所		ごみの減量化に向けた意識啓発  事業活動における排出ごみの抑制	
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7			
	環境課	【取り組み工程】							
	関係課	事業所へのアンケート実施、取りまとめ、公表							
	事業者	事業所のリサイクル活動の紹介							
	⑧資源ごみの排出マナー向上の推進  排出マナー向上のための啓発活動(広報・街頭指導等)(回/年)	4回		7回		10回		ごみの適正処理  適正な分別・収集と処分	
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7			
	環境課	【取り組み工程】							
	関係機関	現状の把握、対応策(啓発・広報)の検討							
	地域・市民	対応策の実施、取り組み内容の							
	⑨ごみ減量化の推進  1人当たり1日当たりのごみ排出量 (家庭系・集団資源回収含む)の発生量(g/日)	590g		574g		560g		ごみ減量化に向けた普及・啓発  市民生活におけるごみの発生抑制に向けた普及・啓発	
	推進体制	R3	R4	R5	R6	R7			
環境課	【取り組み工程】								
関係機関	ごみを作らないライフスタイルやごみの発生抑制対策の検討								
地域・市民	市民生活におけるごみ減量化への意識啓発とごみ減量化施策の推進								

<重点施策一覧(令和3年度～令和7年度)> NO.4

項目 (施策方針)	内容 (重点的な取り組み)	現状 (R1年度末)		数値目標 (R7年度末)		最終目標 (R12年度末)		施策展開
								施策展開方向
ごみの減 量化に向 けた再利 用・再資源 化の促進	⑩生ごみ堆肥を活用 した地域資源循環の 取り組みの推進  上：回収量 (t/年) 下：製造量 (m³/年) ※製造量については、作 業スパンの関係より前年度 下半期回収量分も含む	117.1 t ※139.1m³		125.0 t 135.0m³		125.0 t 135.0m³		ごみの再利 用・再資源化 生ごみの堆 肥化と地域 内循環の推 進
	推進体制	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
	環境課	【取り組み工程】						
	関係課	生ごみ回収参加世帯数・事業所数の維持						
	地域・市民等	地域内循環等、社会的貢献度についての紹介						
	⑪食品トレーリサイク ルによる地域資源循環 の取り組みの推進  上：市内回収量 (t/年) 下：管内回収量 (t/年)	50.4 t 59.4 t		53.0 t 61.7 t		55.7 t 63.6 t		ごみの再利 用・再資源化 再利用・再資 源化機会の 充実
	推進体制	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
環境課	【取り組み工程】							
関係課	定住自立圏の枠組みでの安定的な事業継続、回収量増の取り組み							
地域・市民等	再生トレーの利用拡大・不適合物の再資源化についての検討							

# 第3章 計画の推進方策

本計画に示す施策を着実に推進し、計画を実効性のあるものにするため、毎年度施策の実施状況を把握し、点検しながら進める体制を整備します。

## 1. 計画の進捗管理

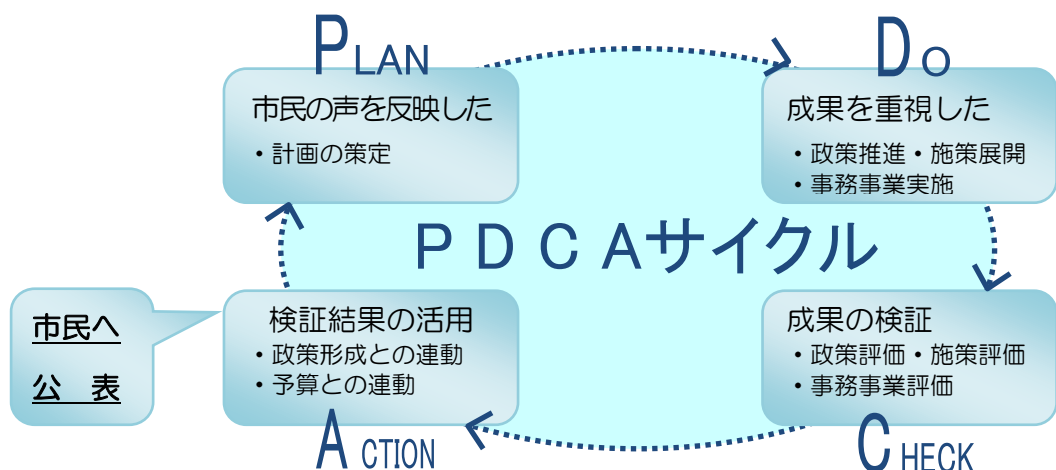
本市の振興計画にもとづく全施策の進捗管理の手法に、『PDCAサイクル』が導入されています。本市の全施策を実行するため、施策を各部門の事務事業という形に具体化します。そして事務事業毎に達成目標を明確にし、事務事業評価を毎年度実施しながら進捗管理することにしていきます。本計画『施策計画編』に掲げる施策メニューについても、全て各部門の事務事業という形に具体化し、事務事業評価を加えながら進捗管理していくことになります。

さらに、前章に掲げる重点施策については毎年度数値目標を設定し、具体的な目標達成計画を立て、進捗状況を管理・評価しながら着実に推進していくことにします。

また、各事務事業は原則内部評価のみとなるため、毎年度開催される『新庄市環境審議会』にて、年度ごとの取組み状況・実績について報告を行い、意見・提案をもとに翌年度の事業改善と今後の計画の見直しにつなげていきます。

## 2. 計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、毎年度、『新庄市の環境』（概況）や市報、市ホームページなどで広く市民・事業者のみなさんに公表します。





# 資料編

- 文化財指定状況
- 温室効果ガス(Co<sub>2</sub>)排出量の現状把握
- 再生可能エネルギー導入量の現状把握
- 河川等水質調査環境基準
- 調査河川等マップ
- 環境基準
- 策定経過
- 新庄市環境審議会委員名簿



# 文化財指定状況

令和2年4月1日現在

区分	指定	名称	所有関係	
有形文化財	建造物 (6件)	国重文	旧矢作家住宅	新庄市
		国重文	八幡神社本殿拝殿	八幡神社
		国登録	旧農林省蚕糸試験場新庄支場	新庄市
		国登録	旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎	新庄市
		県指定	天満神社本殿・拝殿	天満神社
		市指定	積雲寺閻魔堂(元観音堂)	積雲寺
	絵画 (2件)	市指定	紙本著色新庄藩領内絵図	新庄市
		市指定	紙本著色長泉十六羅漢図屏風	長泉寺
	彫刻 (5件)	県指定	木造阿弥陀如来座像	接引寺
		市指定	木造阿弥陀如来座像	接引寺
		市指定	木造文殊菩薩座像	長泉寺
		市指定	木造阿弥陀三尊像	接引寺
		市指定	観音菩薩・勢至菩薩立像	接引寺
	工芸品 (3件)	市指定	戸沢家馬標三階笠	泉田八幡神社
		市指定	源長恒作槍	新庄市
		市指定	亀綾織三十三観音掛仏	長泉寺
	書跡 (1件)	市指定	新庄藩十一代藩主戸沢正実筆明倫堂	新庄市
	古文書 (5件)	市指定	秀吉の判物	新庄市
		市指定	家康の書状	新庄市
		市指定	最上義光起請文前文と本文	新庄市
		市指定	秀吉の御検地目録帳	新庄市
		市指定	初・二代及び歴代戸沢藩主の書状	個人
	考古資料 (6件)	県指定	弥生式土器	個人
		市指定	東山遺跡出土品	新庄市
		市指定	南野遺跡出土品	新庄市
		市指定	縄文式土器中川原遺跡出土品	新庄市
		市指定	縄文式土器宮内遺跡出土品	新庄市
市指定		乱馬堂遺跡出土品	新庄市	
歴史資料 (6件)	市指定	羽州最上郡併村山郡之内戸沢上総介領内絵図	新庄市	
	市指定	羽陽仙北伝記	戸沢神社	
	市指定	大山格之助書状(屏風はり)	新庄市	
	市指定	小磯国昭著「葛山鴻爪」の原稿	新庄市	
	市指定	六面石幢	新庄市	
	市指定	天満神社新祭願文札	天満神社	

# 文化財指定状況

令和2年4月1日現在

区分	指定	名称	所有関係	
民俗文化財	無形民俗文化財 (4件)	国指定	新庄まつりの山車行事	新庄まつり山車行事保存会
		県指定	萩野・仁田山鹿子踊	萩野・仁田山鹿子踊保存会
		市指定	鳥越神楽	鳥越神楽保存会
		市指定	新庄亀綾織	新庄亀綾織伝承協会
	有形民族文化財 (3件)	県指定	隠明寺ダコの版木	個人
		市指定	東山焼コレクション	個人
		市指定	「雪国の民具」	新庄市
記念物	史跡 (9件)	国指定	新庄藩主戸沢家墓所	瑞雲院
			新庄藩主戸沢家墓所(二代正誠)	桂嶽寺
		市指定	角沢街道の丸仏(餓死聖霊位)	
		市指定	鳥越の一里塚	新庄市
		市指定	新庄城趾	戸沢神社
		市指定	八向楯	
		市指定	柳の清水及び句碑	金沢新町町内会
		市指定	旧積雪地方農村経済調査所跡	新庄市
		市指定	瑞雲院西墓地内戸沢家墓所	瑞雲院
		市指定	まかどの地蔵	接引寺
	名勝 (1件)	国名勝	おくのほそ道の風景地 本合海	国有地、民有地(管理団体:市)
	天然記念物 (8件)	県指定	石動の親スギ	石動神社
		市指定	山の神神社のブナ林	山の神神社
		市指定	角沢八幡神社のスギ	角沢八幡神社
		市指定	市立図書館のカヤの木	新庄市
		市指定	臼ヶ沢の湿原植物と昆虫	個人
		市指定	谷地小屋大清水のイバラトミヨ	
市指定		大森山オクチョウジザクラ	大森山オクチョウジザクラ保存会	
市指定		原蚕の杜のクワの大木	新庄市	



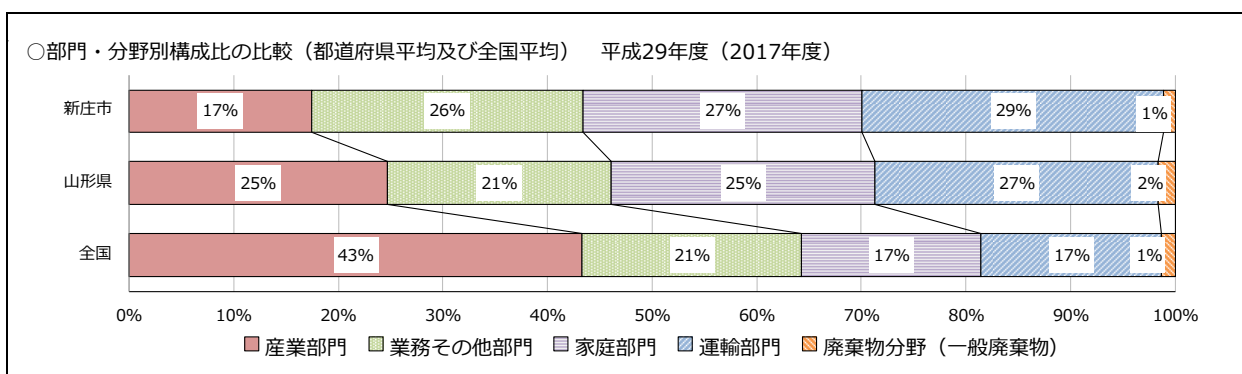
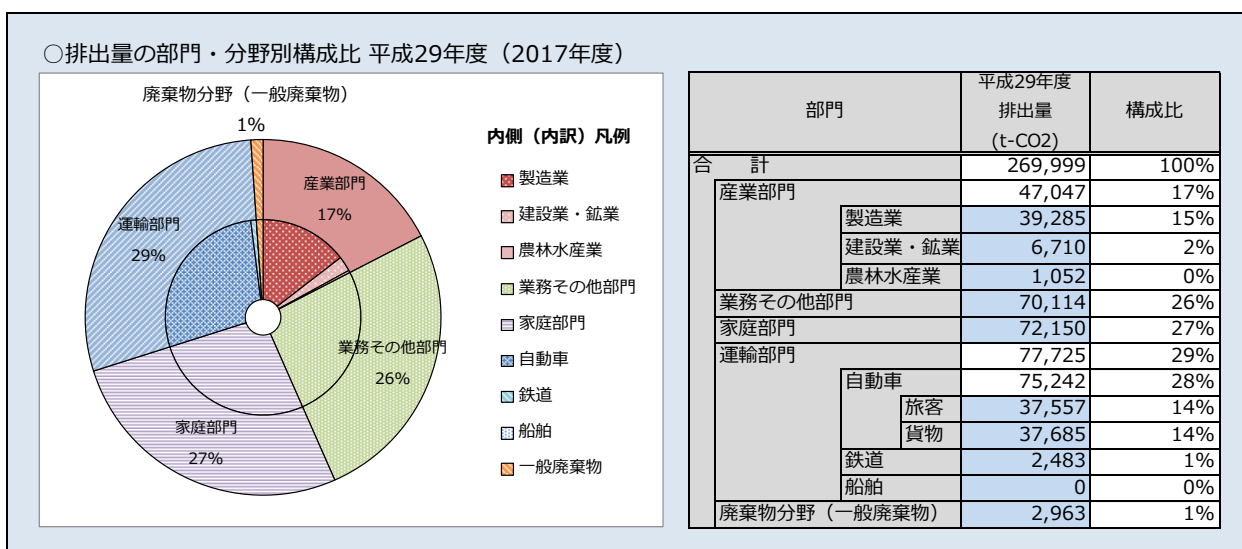
原蚕の杜のクワの大木

## 温室効果ガス(Co<sub>2</sub>)排出量の現状把握【自治体排出量カルテ簡易版1/2】

本市のように、中核市未満（人口10万人未満）の地方公共団体における区域における温室効果ガス排出量の把握を行う手段として、環境省では、自治体排出量カルテ（簡易版）をホームページに公開しています。統計上の数値に基づき、簡易的に按分した数値のため、その精度には限界がありますが、部門別Co<sub>2</sub>統計による排出量の現況推計のほか、他自治体との比較情報等を包括的に知ることができ、温室効果ガスの排出削減施策の補助資料として活用することができます。

### ○新庄市の温室効果ガス(Co<sub>2</sub>)排出量の現状把握（2017年度推計／最新版）

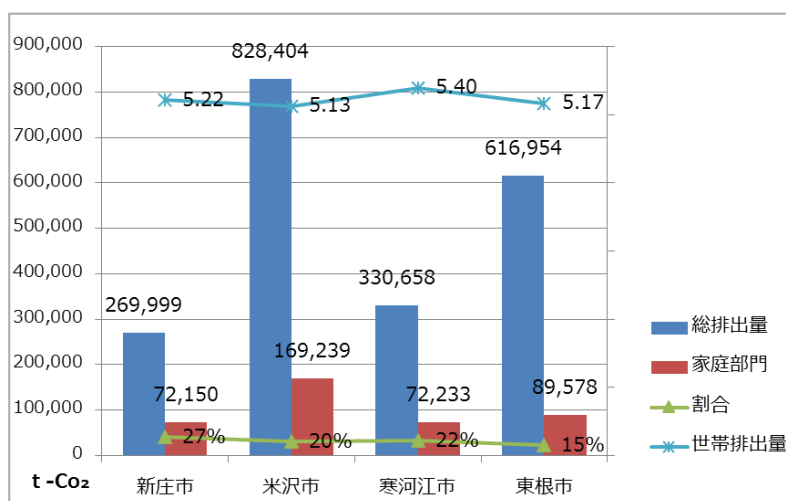
※統計情報の制約上、推計の最新年度は3年のずれがあります。



### ○参 考

他自治体との比較資料  
総排出量（2017年度）に  
おける家庭部門での排出量  
の比較

環境課作成

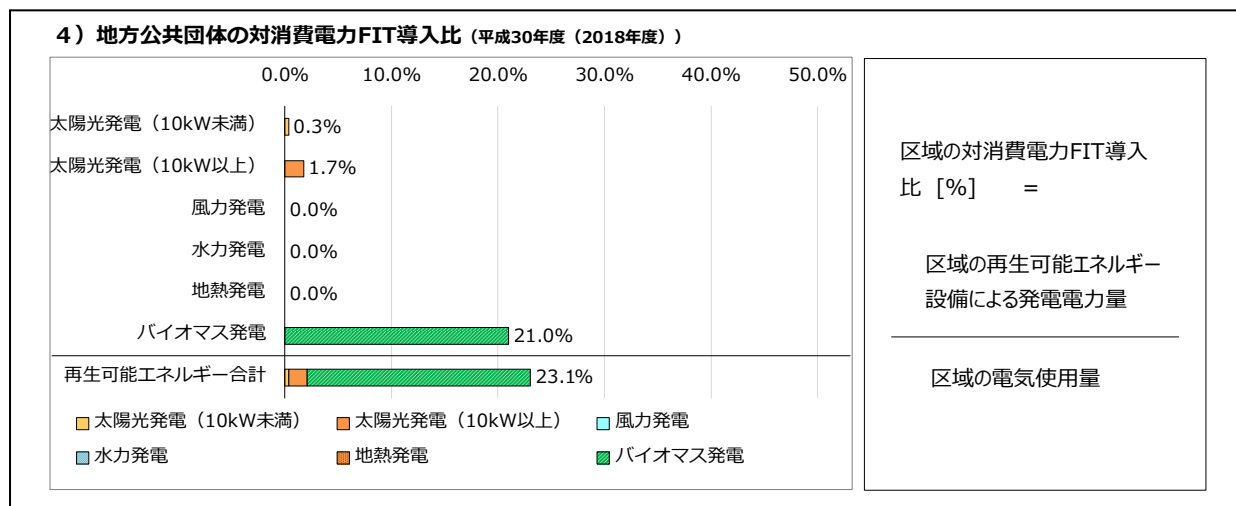
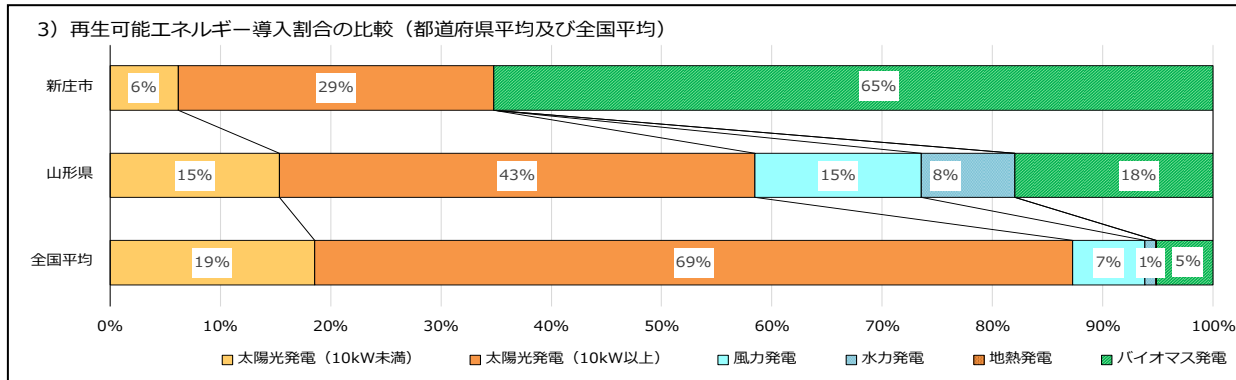
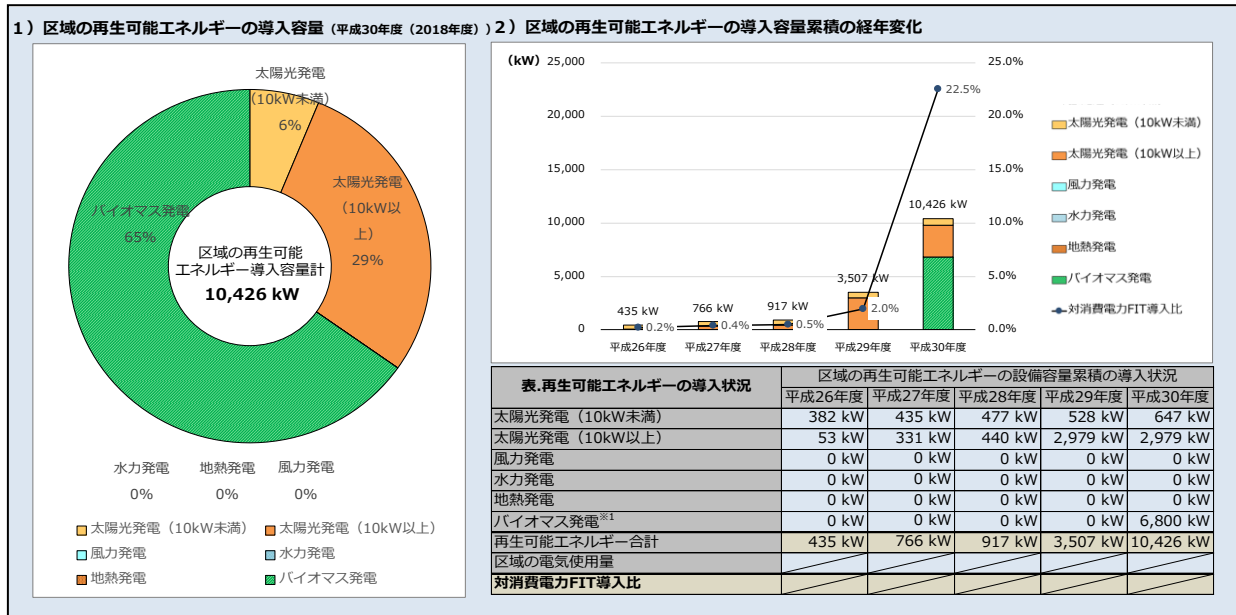




## 再生可能エネルギー導入の現状把握【自治体排出量カルテ簡易版2/2】

自治体排出量カルテ簡易版では、FIT制度（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度）による再生可能エネルギー導入量についても、ホームページに情報を公開しています。再生可能エネルギーの導入量を合わせて示すことより区域の再生可能エネルギーの普及状況の把握及び関連施策の検討に資する資料として活用できます。

### ○新庄市の再生可能エネルギー導入状況



# 河川等水質調査

令和2年度実施結果

## ●調査概要

- ・ 試料採取日時 令和2年6月9日（火） 8：35～11：45
- ・ 試料採取箇所 市内河川等11地点（別紙：調査河川等マップ）
- ・ 天 候 晴れ
- ・ 気 温 20.9℃～29.5℃
- ・ 水 温 17.2℃～26.1℃

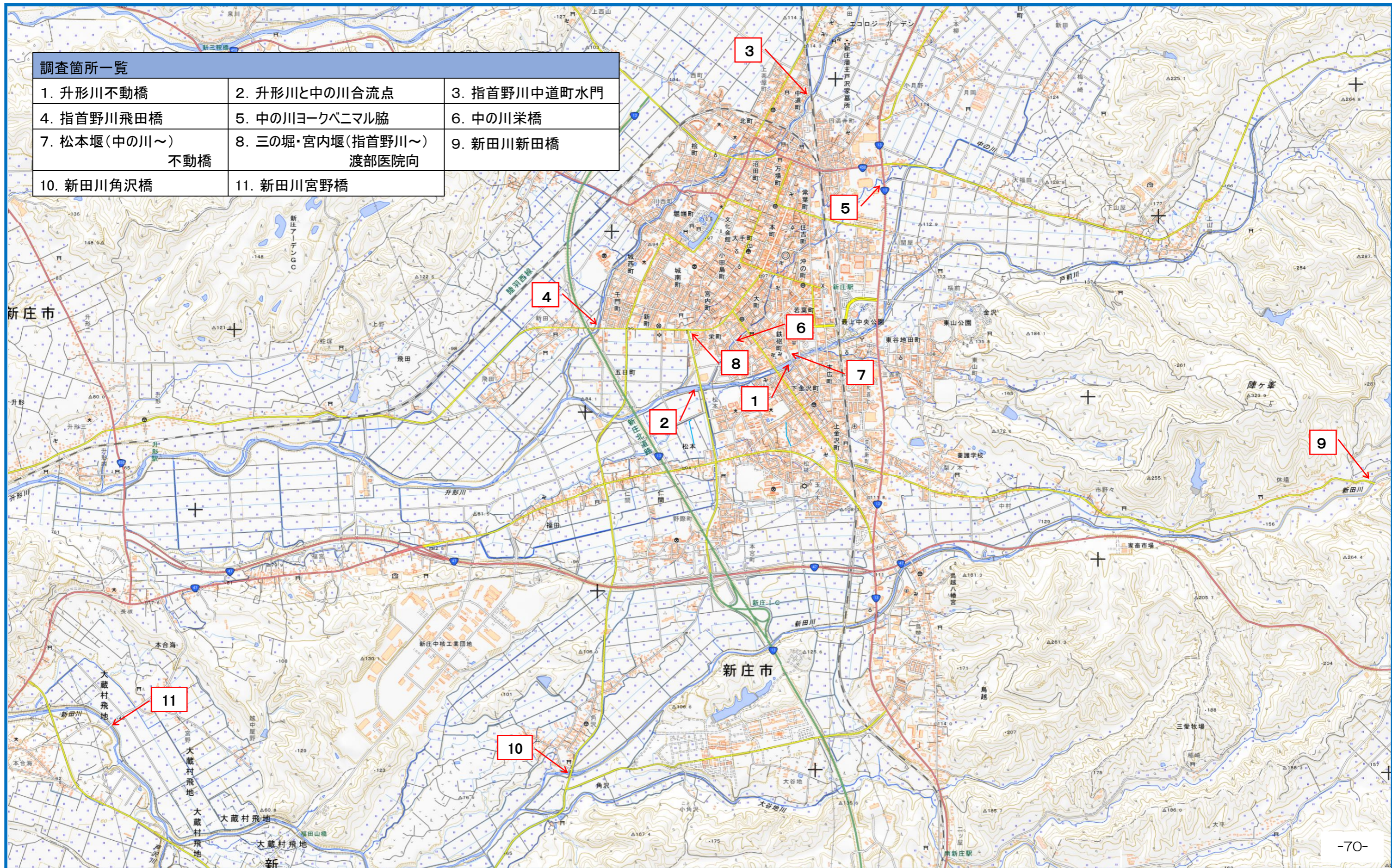
## ●調査結果

試料採取箇所	調査項目（単位等）				
	pH (℃)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
	水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標	水中のバクテリアの分解作用に必要な酸素量。数値大＝水質汚濁が著しい。	水中に浮遊する物質の量。数値大＝水質汚濁が著しい。	水中に溶けている酸素の量。数値小＝水質汚濁が著しい。	大腸菌が水中に存在＝人畜のし尿などで汚染されている可能性を示す。
調査地点1 (升形川・不動橋)	6.9 (24)	2.4	10	9.3	17000
調査地点2 (升形川・中の川合流点)	6.9 (23)	2.7	12	10.3	79000
調査地点3 (指首野川・中道町水門)	6.6 (22)	0.5	1.0	10.3	790
調査地点4 (指首野川・飛田橋)	7.0 (24)	1.4	5.1	9.7	7900
調査地点5 (中の川・ヨークベニマル脇)	6.6 (23)	1.4	3.4	9.3	4900
調査地点6 (中の川・栄橋)	6.9 (23)	3.8	13	9.9	220000
調査地点7 (松本堰・不動橋)	6.9 (23)	2.3	1.3	11.1	110000
調査地点8 (三の堀宮内堰・渡部病院向い)	7.1 (23)	1.2	2.9	11.0	33000
調査地点9 (新田川・新田橋)	6.9 (24)	0.5	1.1	9.4	7900
調査地点10 (新田川・角沢橋)	6.8 (24)	1.4	3.3	7.6	70000
調査地点11 (新田川・宮野橋)	6.8 (24)	1.4	4.7	9.2	11000

別紙：調査河川等マップ（市内河川等11箇所・1～11地点）

調査箇所一覧

1. 升形川不動橋	2. 升形川と中の川合流点	3. 指首野川中道町水門
4. 指首野川飛田橋	5. 中の川ヨークベニマル脇	6. 中の川栄橋
7. 松本堰(中の川～) 不動橋	8. 三の堀・宮内堰(指首野川～) 渡部医院向	9. 新田川新田橋
10. 新田川角沢橋	11. 新田川宮野橋	



# 環境基準

■参考：生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	・水道1級 ・自然環境保全 およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	50MPN/ 100mL以下
A	・水道2級 ・水産1級 水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1000MPN/ 100mL以下
環境基準類型指定水域：新田川（全域） 平成19年3月設定（山形県）						
B	・水道3級 ・水産2級 およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以下	5000MPN/ 100mL以下
環境基準類型指定水域：升形川（全域） 平成20年3月設定（山形県）						
C	・水産3級 ・工業用水1級 およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	—
D	・工業用水1級 ・農業用水 およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以下	—
E	・工業用水3級 ・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められない	2mg/L 以下	—

備考

- ・自然環境保全：自然景勝等の環境保全
- ・水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- ・水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- ・水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ・水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物ならびに水産2級および水産3級の水産生物用
- ・水道2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物および水産3級の水産生物用
- ・水産3級：コイ、フナ等B中腐水性水域の水産生物用
- ・工業用水1級：沈殿等による通常の浄水作業を行うもの
- ・工業用水2級：薬品注入による高度の浄水操作を行うもの
- ・工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- ・環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む）において不快感を生じない程度

土内溪谷



## 策 定 経 過

月 日	会議名等	内 容
令和2年 7月13日	部門別課長会	計画の概要・策定スケジュールについて
令和2年 7月22日	政策調整会議	同 上
令和2年 8月 6日	市議会産業厚生委員協議会	同 上
令和2年 8月28日	第1回新庄市環境審議会	計画の内容の検討、策定スケジュールの確認
令和2年 9月30日	第2回新庄市環境審議会	計画の施策メニュー、重点施策の検討
令和2年10月29日	第3回新庄市環境審議会	同 上
令和2年11月24日	第4回新庄市環境審議会	計画の内容（まとめ）の確認
令和2年12月16日	部門別課長会	計画の策定状況、策定スケジュールについて
令和2年12月21日	第5回新庄市環境審議会	計画（案）の確認
令和2年12月28日	部門別課長会	計画の概要・策定スケジュールについて
令和3年 1月 5日	政策調整会議	同 上
令和3年 1月15日	市議会産業厚生委員協議会	同 上
令和3年 1月29日	市議会全員協議会	同 上
令和3年 2月 8日 ～ 3月 8日	パブリックコメント （意見公募）実施	
令和3年 3月 7日	新庄市環境審議会委員と高校生 ボランティアとの意見交換会	今後のありたい「新庄の環境」について



新庄市環境審議会委員と高校生ボランティアとの意見交換会



## 新庄市環境審議会委員名簿

◎会 長 ○会長代理

構成団体の枠	氏 名	役 職 等
市議会議員	今田 浩徳	新庄市議会議員（産業厚生常任委員会 委員長） ●自然環境保全部会
	叶内 恵子	新庄市議会議員（産業厚生常任委員） ●循環型社会構築部会
市民代表	齋藤 勝明	新庄市衛生組合連合会 理事長 ●循環型社会構築部会
	東浦 永子	食と農と環境を考える新庄市民の会 代表 ●循環型社会構築部会（部会長）
	齋藤 正昭	美しい山形最上川フォーラム 最上地域部会長 ●自然環境保全部会（部会長）
	阪 照夫	特定非営利活動法人 たんぼぼ作業所 理事長 ●循環型社会構築部会
事業関係者	加藤 秀也	山形東亜DKK株式会社 業務部長 ●地球温暖化対策部会
	荒木 悦子	株式会社新庄エレメックス 管理課長 ●地球温暖化対策部会
	岸 謙二	株式会社ヤマトテック 総務部 課長 ●自然環境保全部会
	小松 修	東北電力ネットワーク株式会社新庄電力センター 総務課長 ●地球温暖化対策部会
識見	中鉢 寿広	（元）新庄市環境アドバイザー 株式会社山形航空電子 総務部 ●自然環境保全部会
	○ 海藤 剛	もがみ地球温暖化対策協議会 会長 株式会社双葉建設コンサルタント 代表取締役社長 ●地球温暖化対策部会
	◎ 栗田 晃一	新庄市地球温暖化対策協議会 会長 栗田電気管理事務所 代表 ●地球温暖化対策部会（部会長）
行政関係者	鎌水 いずみ	最上総合支庁保健福祉環境部 環境課長 ●循環型社会構築部会
	浅沼 玲子	新庄市農業委員会 会長 ●自然環境保全部会

【任 期】 令和元年12月1日～令和3年11月30日

【定 数】 20名 委員数15名

（市議会議員2、市民代表4、事業関係者4、識見3、行政関係者2）

【定 数】 新庄市環境審議会条例、新庄市環境審議会条例施行規則

## 第4次新庄市環境基本計画 ～ 『住みよい環境』をかたちに 新庄市 ～

発行月：令和3年3月

発 行：新庄市

編 集：新庄市環境課

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

TEL：0233-29-5826

FAX：0233-23-6760

E-mail：kankyoush@city.shinjo.yamagata.jp





---

SHINJO CITY

---